

LIBRA

合併号

2021年 1・2月号

〈特集〉

LGBT 第2弾

—近時の動向を裁判例から読み解く—

〈インタビュー〉

フォトジャーナリスト 安田菜津紀さん



リブラギャラリー

初富士



数年前の元日、夜明け前に東京を出て、東名高速に乗り帰省先に向いました。多摩川のあたりで初日の出を見つ、朝食のために富士川 SA に立ち寄ったとき、目の前に広がっていたのが、この雲一つない初富士の景色でした。

昨年はコロナに終始した年となりました。今また新しい年を迎えるにあたり、本年が皆さまにとって素晴らしい年となることを願ってやみません。

会員 西川 達也 (61 期)

2021

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2021年1・2月合併号

新年のご挨拶

02 コロナ禍にあっても、人権の守り手として、市民に寄り添う 会長 富田秀実

特 集

04 **LGBT** 第2弾 近時の動向を裁判例から読み解く

- I はじめに
- II 「結婚の自由をすべての人に」訴訟の概要と現状
- III 近年の裁判例
- IV コラム

インタビュー

24 フォトジャーナリスト **安田菜津紀**さん

ニュース&トピックス

28 第35回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

連 載 等

30 理事者室から：裁判所との協議 箭内隆道

31 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会報告
「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する東京家庭裁判所の対応等について」 芹澤真澄

32 常議員会報告（2020年度 第7回）

33 常議員会議長席から

- ・令和2年度 新型コロナ感染拡大下での常議員会 古川史高
- ・常議員会副議長を経験して 大森夏織

34 監事室から

- ・本当に「監事室」の話をしますと 豊崎寿昌
- ・ペーパーレス化 鈴木敦士

35 新型コロナウイルスのもとで～わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています～
vol.5 コロナな日々 坂 仁根

36 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応

第106回 家族に対する弁護士業務妨害対策について 服部 毅

37 今、憲法問題を語る

第108回 日本学術会議会員の任命拒否問題と立憲主義の危機 津田二郎

38 近時の労働判例

第91回 神戸地判令和2年3月13日（東リ事件） 土田岳永

40 刑弁でGO!：第93回 裁判員裁判 反省会を有効活用する 赤木竜太郎

42 東弁往来：第71回 法テラス宮崎法律事務所 佐々木美智

44 わたしの修習時代：天と地と人と 67期 菊地将太

45 72期リレーエッセイ：使命を果たせ！新人弁護士!! 板原 愛

46 心に残る映画：『ラヂオの時間』 武藤行輝

47 コーヒーブレイク：コートハウス・ファシリティ・ドッグ 大井 暁

54 会長声明

55 インフォメーション

新年のご挨拶

コロナ禍にあっても、
人権の守り手として、
市民に寄り添う



東京弁護士会 会長 富田 秀実

明けましておめでとうございます。昨年は、新年度の役員としての業務を開始した直後の4月7日に、新型コロナウイルス感染の防止策として政府から緊急事態宣言が発出されたことにより、弁護士会の活動は大幅に制約されました。現在も、新型コロナウイルス感染の拡大は収束を見せてはおりませんが、新年にあたり、当会のこれまでの取り組みについてご報告いたします。

1 緊急事態宣言発出後の取り組み

緊急事態宣言の発出直後には、各弁護士会に勤務する職員や会員の新型コロナウイルス感染の防止策として、弁護士会館を閉鎖することにし、同時に、当会では、事務局窓口を閉鎖し、職員の勤務時間を短縮するとともに、一部の職員を在宅勤務といたしました。当会がこのような事務局体制を採った理由は、職員や会員の感染を防止すると同時に会務の継続を図るためであり、会員サービスとしての証明書等の発行や弁護士会照会、懲戒請求などは、郵送のみで受け付けました。このような事務局体制は、緊急事態宣言が解除された後の5月31日まで継続しました。会員窓口を開いた6月1日以降は、感染防止策を講じて、会員サービスを実施しています。また、8月下旬以降は、試行的に、職員の一部につきテレワークによる勤務を実施しています。

2 社会生活上の医師としての役割

緊急事態宣言下においても、市民や事業者が生じた法的問題に対して、弁護士や弁護士会は社会生活上の医師としての役割を果たすべきであり、特に、緊急事態宣言の発出を起因として生じた雇用関係や賃貸借関係等の法的トラブルや家庭内で

生じたDVなどの法的問題について、その解決のために力を尽くすことは重要です。

そこで、当会は、法律相談を継続的に実施するために、対面相談を避けて、電話やテレビ電話による法律相談体制を整備し、さらに、日弁連が設置した全国的な電話法律相談（4月20日～7月22日）には、当会が場所や人を提供するなど全面的に協力しました。また、当番や国選弁護の選任手続も、緊急事態宣言下の期間は、当会が、選任手続に支障が出ないように全面的に協力いたしました。

3 会務活動について

委員会活動については、原則として会館内での会議開催は中止し、メーリングリストやZoomを利用したウェブ会議で開催しました。6月には、委員会議事規則を一部改正しましたので、6月以降は、Zoomを利用した会議が正規の委員会会議として認められています。また、会館での出席とZoomでの出席を併用したハイブリッド型の委員会開催も実施しています。

弁護士研修も、緊急事態宣言中は、そのほとんどが中止あるいは延期されていましたが、6月にはYouTubeを利用した研修を実施し、7月15日に開催した夏期合同研究では、8つの分科会と1つの全体会をすべてZoomを利用して実施し、のべ1000人を超える会員が参加されました。

4 定期総会、臨時総会について

緊急事態宣言下で、感染も拡大していたため、5月26日に予定されていた定期総会は延期しました。定期総会は決算や本予算という重要な議案が議題でしたが、どうにか、暫定予算の期間（3ヶ月）内である6月30日に、開催することができました。

また、「総会委任状の受任個数を10個から30個に増加する議案」を審議する予定であった7月30日の臨時総会は、感染が拡大する中で会則改正に必要な定足数の200人の出席が困難な状況にあったため、その開催を延期しました。同議案は、「死刑制度の廃止に向け、まずは執行停止を求める決議案」を審議する予定であった9月24日の臨時総会において、ともに審議され、両議案とも承認されました。

5 その後の取り組み

役員選挙に関して、候補者が、会員に対する電子メールの利用を拡大して選挙活動できるようにする会規改正は、12月8日開催の臨時総会で承認されましたので、本年度内に実施されます。また、関連委員会や会派に対して意見照会していた「副会長の1名増員と女性副会長についてのクォータ制導入」および「運動会実施の可否」については、現在、それぞれ設置されたワーキング・グループ（W.G.）で検討されています。

なお、現在、北千住パブリック法律事務所が入居している当会所有の千住ミルディスⅡ番館6階部分（区分所有権）の売却についても、本年度中に方向性を決めたいと考えております。

本年度は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、当会の活動も大幅に制約され、新年に入っても、1月8日に予定されていた新年式や1月14日に予定されていた新入会員歓迎会は中止を余儀なくされています。私ども役員は、このようなコロナ禍にあっても、感染防止策を講じながら、残りの任期を、当会が直面する課題についてしっかりと成果を出すよう取り組む所存です。会員の皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

LGBT

第2弾

近時の動向を裁判例から読み解く

近時、メディア等で「LGBT」という言葉を見る機会が激増した。LGBT（エル・ジー・ビー・ティー）とは、レズビアン（Lesbian）、ゲイ（Gay）、バイセクシュアル（Bisexual）、トランスジェンダー（Transgender）の頭文字を取った総称である。性的指向及び性自認における少数者を表し、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）とも言われる。

LIBRAは2016年3月号で「LGBT—セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）—」を特集したが、その後わずか数年間における裁判例の蓄積には目覚ましいものがあり、また、地方自治体や職場、諸外国においてもLGBTの権利を守る制度が急速に整備されつつある。この度、ふたたび、性の平等に関する委員会の皆様のご協力によって、近年の動向について裁判例をとおして概観できる大変充実した内容をお届けできることとなった。

少数者に優しい社会は、誰に対しても優しい社会である。しかし、価値観が多様化する現代において、誰が少数者に属するのか、見分けることには意外な困難が伴う。本特集には、日ごろ人権感覚に敏感であると自任する弁護士にとっても刮目すべき内容が多く含まれていると自負している。ぜひご一読いただきたい。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子、坂 仁根

CONTENTS

I はじめに	4頁
II 「結婚の自由をすべての人に」 訴訟の概要と現状	6頁
III 近年の裁判例	9頁
IV コラム	18頁

はじめに

性の平等に関する委員会委員 土屋 裕太 (66 期)

前回、LGBTについての特集が組まれた2016年3月号以降、性的マイノリティといわれる人々の存在の可視化が、次第に進んできたように思われる。これに呼応するように、十分とは言えないものの、各種行政の施策も実行されてきた。また、勇気ある当事者が声を上げ、裁判上の手続が行われていることも報道されているところである。

本特集では、代表的な裁判上の事件を紹介するが、以下では、これに先立ち、近時のLGBTの権利

を取り巻く流れを概観したい。なお、用語の解説や、LGBTに関する基礎知識については、LIBRA2016年3月号の特集及び本特集17頁を参照されたい。

1 同性婚についての流れ

世界に目を向けた場合、同性婚を認める国・地域数は、2014年には16であったが、2020年8月末現在で、29に増加している（図1）*1。2019年5月に

図1

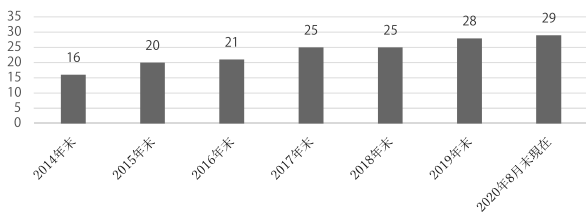
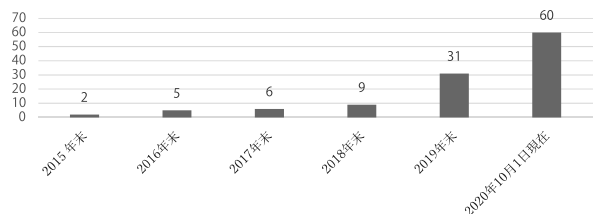
同性婚を認める国・
地域の数

図2

パートナーシップ制度導入自治体数



台湾がアジアで最初の同性婚承認国となったことが注目される。

日本においては、2019年2月14日に、同性婚を認めないことが憲法違反であることを真正面から問う日本初の訴訟が全国の4地裁（のちに5地裁となる）に提訴され、本稿執筆時においていずれも係属中である。

2 パートナーシップ制度の流れ

2015年10月に東京都渋谷区で始まったパートナーシップ制度は、大都市に限らない全国に広がり、2020年10月1日時点で、60自治体に導入されている（図2）*2。

全国で、同性カップルが直面する困難が認識されてきたこと等、それ自体は歓迎すべき流れであるが、普遍性を持つ人権問題であるはずであるのに法律による保護が不十分であることが、その背景にある。

3 教育現場における流れ

文部科学省は、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」と題する通知（2015年）、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」と題する教員用マニュアル（2016年）により、LGBTに対する具体的な方策などを発表した。

2017年改訂の学習指導要領にはLGBTに関する事項は盛り込まれなかったが、2020年までの間に高校、中学校及び小学校の教科書に、LGBTについての記述を盛り込むものが登場した*3。

4 職場における流れ

企業において、LGBTが働きやすい職場をつくることの重要性の認識が普及しはじめている。LGBTに関する企業等の取組みの評価指標である「PRIDE指標」による評価を受けるための応募は、2016年の82件から、194件に増加している*4。

厚生労働省告示「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（セクハラ指針）においては、被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、同指針の対象となることが明記され、2020年に新設された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（パワハラ指針）では、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことや、性的指向・性自認について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することを、職場におけるパワーハラスメントの例として挙げている。

また、2020年5月、厚生労働省は、「多様な人材が活躍できる職場環境に関する企業の事例集 ～性的マイノリティに関する取組事例～」を公表している*5。

5 その他

自治体の取り組みとしては、東京都が、2018年、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いを禁止する条例を制定した*6。また、大阪市（2017年報道）*7及び愛知県（2020年報道）において、同性同士のカップルが里親認定されたことが報じられた。

*1：もとデータは、一般社団法人MarriageForAllJapan—結婚の自由をすべての人に 調べ。<https://www.marriageforall.jp/marriage-equality/world/>

*2：もとデータは、同性パートナーシップ・ネット調べ。<https://samesexpartnership.wixsite.com/mysite-1/blank-8>

*3：https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolum_news/news/2020/3/31.html

*4：「PRIDE指標2016 レポート」「PRIDE指標2019 レポート」<https://workwithpride.jp/pride-i/>

*5：厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/content/000630004.pdf>

*6：東京都総務局人権部HP <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/tobira/>

*7：https://www.outjapan.co.jp/lgbtcolum_news/news/2017/4/1.html

「結婚の自由をすべての人に」訴訟の概要と現状

～同性間の婚姻が認められていないことの憲法違反を直接問う日本で初めての訴訟～

性の平等に関する委員会委員 寺原真希子 (52 期)

委員 服部 咲 (68 期)

1 問題の所在

民法739条1項は「婚姻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる」と定め、同法731条から737条には婚姻障害事由が列挙されているが、相手が法律上異性であることを明示的に求める規定はない。

しかし、一般には、民法や戸籍法の「夫婦」との文言は男性である夫及び女性である妻を意味するとされ、法律上同性の者との婚姻は認められないと解釈されている。その結果、同性の者同士が婚姻届を提出しようとしても、不適法として受理されない。

2 提訴

2019年2月14日、同性間の婚姻が認められていない現状が憲法違反であるにもかかわらず立法を行わないという国会議員の立法不作為によって精神的損害を被ったとして、札幌・東京・名古屋・大阪の同性カップル（性的指向が同性に対して向いている者同士のカップル）が、慰謝料の支払を求め、国を被告として、国家賠償請求訴訟を一斉に提起した。

その後、同年9月には福岡の同性カップルが、2020年3月には熊本の同性カップルが、さらに提訴し、現在すべての訴訟が全国各地（6件5地裁）にて係属中である。

なお、戸籍上の性別変更の実現が容易でないために、様々な事情から戸籍上の性別を変更できないトランスジェンダーがいる。このようなトランスジェンダーで性的指向が異性に対して向いている者が異性（自認する性別から見た場合の異性）とカップルになった場合、戸籍上の性別は同性同士のため、性的指向が

同性に対して向いている者同士のカップルと同様、婚姻できないという事態が生じている。このような不都合を解消すべく、トランスジェンダー男性（戸籍上の性別は女性で自認する性別は男性）とシスジェンダー女性（戸籍上の性別も自認する性別も女性）の異性愛カップル（戸籍上は同性カップル）を原告とする新たな訴訟の提起も予定されている（本稿執筆時点）*8。

3 原告らの主張（憲法違反部分）

(1) 婚姻の自由の侵害（憲法24条1項）*9

憲法13条が保障する自己決定権は、個人の人格に深く関わる事柄について公権力の介入・干渉を受けずに自ら決定する権利であるところ、望むときに望む相手と法律婚をなすという選択肢を持つことは、個人の自己実現にとって不可欠である。

婚姻の自由が憲法上の権利とされたのは、それが、憲法の基本価値である個人の尊重（13条）に不可欠だからである。すなわち、婚姻の自由の保障は、①個人のその人らしい自己実現に欠かせず、また、②民主政の基盤として特別の重要性を持ち、さらに、③婚姻制度が人の個性や価値観を問わずすべての人に開かれていることが公正な社会の基盤（インフラ）として重要なのである。法律上同性の者との婚姻についても、上記①ないし③は完全に妥当する。

憲法24条1項は、当事者が異性同士であることを婚姻の条件と明記しておらず、憲法上の婚姻が異性間でしか認められないとも明記していない。「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立」とは、個人の自由のない明治憲法下の婚姻を否定し、第三者による干渉を排除し両当事者の自由かつ平等な合意のみで婚姻が成立するとして、婚姻に個人の尊重と自律を確保

*8：なお、性的指向が同性又は両性に対して向いているトランスジェンダーである場合、戸籍上の性別を変更していない状態であれば、同性（自認する性別から見た場合の同性）のパートナーと戸籍上は異性カップルであるので婚姻できるが、戸籍上の性別を自認する性別へと変更すると、戸籍上も同性カップルとなるために婚姻できない。つまり、戸籍上の性別を変更すれば婚姻を諦めざるをえず、他方で、婚姻を選ぶのであれば戸籍上の性別を変更することができない。同性間の結婚が法制化されれば、性的指向が同性又は両性に対して向いているトランスジェンダーが、戸籍上の性別変更とパートナーとの婚姻のいずれかしか選べないという現状が解消されることとなる。

*9：九州訴訟（福岡地裁）では憲法13条と同24条1項を根拠としている。

したものである。このような制定趣旨に照らせば、同項が異性カップル以外の婚姻を禁止するものとはおよそ解されない。

(2) 平等原則違反(憲法 14 条 1 項)

異性との婚姻を希望する者(異性カップル)には婚姻を認め、同性との婚姻を希望する者(同性カップル)には婚姻を認めないという現行民法及び戸籍法による別異取扱いは、性的指向という自らコントロールできない事由による区別である。

本件別異扱いにより、同性愛者等は、①民法その他の法律が法律婚した配偶者のみに付与している法的効果、②事実上の権利利益、③社会的承認を享受することができない。また、国が同性間の婚姻を認めないこと自体が、同性カップルないしセクシュアル・マイノリティを「異性カップルないしセクシュアル・マジョリティと同等の保護を与えるに値しない存在」という国のメッセージであり、差別と偏見を助長している。

(3) 「個人の尊厳」の侵害(憲法 24 条 2 項)*10

憲法 24 条 2 項は、「配偶者の選択…並びに婚姻及び家族に関するその他の事項」について、法律が「個人の尊厳」に立脚して制定されなければならないと定めるところ、同性間の婚姻を認めない現行法は個人の尊厳を侵害し続けている。

4 国の反論

(1) 婚姻制度の目的

民法が婚姻を男女間においてのみ認めているのは、民法の婚姻制度の目的が、一般に、夫婦がその間に生まれた子どもを産み育てながら、共同生活を送るという関係に対して、法的保護を与えることにありとされているためであって、その目的の合理性は明らかであり、現在においても、その重要性は変わるものではない。

(2) 憲法 24 条 1 項

「両性」が文言上「男女」をあらわすことは明らか

であって、憲法は同性婚を想定しない。憲法 24 条 1 項は、同性婚について異性間の婚姻と同程度に保障しなければならないことを命じるものではない。

(3) 憲法 14 条 1 項

憲法 24 条 1 項が同性間の婚姻を保障していない以上、憲法 14 条 1 項違反の問題は生じ得ない。同性間の法律婚については制度化されないという差異の生じることは当然に予期されることであり、かかる差異の生じることは憲法が自ら容認するところである。

5 進捗及び今後の予定

本稿執筆時点における訴訟進捗は以下のとおりである。

2019.2.14	札幌・東京・名古屋・大阪にて同性カップル提訴
2019.9	福岡の同性カップル提訴
2020.3	熊本の同性カップル提訴
2020.8.5	札幌地裁にて尋問実施(原告らと原告の親族)
2021.1	トランスジェンダー男性とシスジェンダー女性の異性カップル提訴(予定)
2021.3.17	札幌地裁判決言渡し期日

札幌地裁においては 2021 年 3 月に判決が言い渡される予定であり、その後も、各地裁において次々と判決が下されることになる。その後、国会にて民法・戸籍法の改正がなされない限り、控訴審を経て、最高裁にて最終判断を得ることが想定される。

6 周辺事情

(1) 海外の動き

本稿執筆時点現在、29 の国・地域で同性婚が法制化されており、2019 年 5 月には台湾にてアジア初の同性婚法制化が実現している。

* 10: この主張は東京訴訟のみで行っている。

(2) 国会及び自治体の動き

日本においても、2019年6月に民法の一部を改正する婚姻平等法案を野党が提出済みである。また、同性間の婚姻が認められた場合と同等の法的効果を保障するものではないが、2015年の渋谷区のパートナーシップ条例をはじめとして、60の自治体（2020年10月1日時点）にてパートナーシップ制度が導入されており、利用カップルは1000組を超えている。

(3) 社会の動き（世論）

2019年1月には、同性婚の実現を目的として、「結婚の自由をすべての人に」訴訟弁護団の有志及び同性婚の実現を望む支援者によって、一般社団法人Marriage For All Japanが設立された。婚姻の平等を求め、全国各地にて係属中の訴訟の支援、国会議員への働きかけ、世論喚起等の活動を展開中である（<https://www.marriageforall.jp/>）。

同年12月に行われたインターネット調査（石田仁ほか）によれば、同性婚賛成割合は72.6%に達しており、同性婚を望む声が高まっている。

7 おわりに

セクシュアル・マイノリティの人々が自分らしく生きやすい社会は、すべての人が自分らしく生きやすい社会へと繋がるものである。同性婚を認めることができるかは、日本が個々人の生き方を本当の意味で尊重する社会へと移行できるかの試金石でもある。国会においては、そのような観点も踏まえて速やかに法制度を整備する必要があるし、少数者の人権の砦である裁判所においては、同性婚が認められていない現状がセクシュアル・マイノリティの個人の尊厳を日々侵害しているという事実を直視した上、適切な判断が下されることを強く期待する。

東弁のほん

セクシュアル・マイノリティ（≡LGBT）のあらゆる法的問題を取り上げた決定版！

『セクシュアル・マイノリティの法律相談 LGBTを含む多様な性的指向・性自認の法的問題』

東京弁護士会 性の平等に関する委員会
セクシュアル・マイノリティプロジェクトチーム 編著

株式会社ぎょうせい 2016年12月発行 A5判・288頁 本体3,000円＋税



◆本書の特長◆

- イチから学べる「総論」、セクシュアル・マイノリティ当事者が直面する、住居や医療・介護、労働、子ども、相続等の問題にQ&Aで答える「各論」の二部構成。
- 裁判例、当事者の座談会、相談を受けた際のロールプレイング、相談窓口一覧、コラムなどの各項目も充実。
- 難解な法律用語や学説が出てくることもないため、法律家だけでなく、自治体相談窓口の担当者や民間企業の担当者も広く活用できます。

〈目次〉

- 第1章 総論
- 第2章 各論
トランスジェンダー特有の問題／住居／医療・介護・財産管理・生命保険／労働問題／同性カップルと子ども／パートナーシップ解消／相続／パートナーとの養子縁組 など
- 第3章 セクシュアル・マイノリティに関する日本の裁判例
- 第4章 座談会・インタビュー
座談会／LGBTの先駆的訴訟「府中青年の家事件」
弁護団長・中川重徳弁護士インタビュー
- 第5章 付録
ロールプレイング／相談窓口一覧

裁判例 ①

同性パートナーに対する犯罪被害者給付金の不支給
(名古屋地判令和2年6月4日)

性の平等に関する委員会副委員長 松永 成高 (66 期)

1 事案の概要

原告（男性）は、共同生活を継続していた男性が殺害されたことから、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（以下「犯給法」という）5条1項1号の「犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）」として、同法4条1号の遺族給付金の支給の裁定を申請した。

処分庁が、原告は犯給法5条1項1号に該当しないとして遺族給付金の支給をしない旨の裁定（以下「本件処分」という）をしたことから、原告はその取消しを求めて提訴した。

2 裁判所の判断

(1) 判断枠組み

「同性の犯罪被害者と共同生活関係にあった者が犯給法5条1項1号の「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に該当するためには、同性間の共同生活が婚姻関係と同視し得るものであるとの社会通念が形成されていることを要するというべきである。」

(2) 検討

「〔地方公共団体による同性パートナーシップに関する公的認証制度の創設等、地方公共団体が同性間の共同生活関係に対する差別の解消に向けて講じている措置、民間企業における同性間の共同生活関係に対する対応の変化、各種団体による提言等、同性婚に向けた立法の動き、国民の意識に関するアンケート調査の結果、海外の情勢等〕に照らせば……本件処分当時の我が国において、同性間の共同生活関係についての社会一般の理解が相当程度進んでいたものと評価することができる。」

「しかしながら、①……同性パートナーシップに関する公的認証制度の創設の経緯等に照らせば、こうした

一連の取組は、いまだ同性間の共同生活関係についての社会一般の理解が十分に進んでいないために、その理解を推し進めるべく行われていると解するのが合理的である。また、②同性パートナーシップに関する公的認証制度の内容をみても……婚姻関係を男女間の関係とする婚姻法の規律に影響を及ぼすような制度設計がされるには至っていない。」

「さらに、③……現在においても依然として、相当数の地方公共団体においては同性パートナーシップに関する公的認証制度は設けられておらず、また、地方公共団体や民間企業における人事関連制度や民間企業における各種サービスの下で同性間の共同生活関係を異性間のものと同様に扱う取組も依然として地方公共団体や民間企業に広く浸透しているとはいえない。」

「本件処分当時の我が国において同性間の共同生活関係を婚姻関係と同視し得るとの社会通念が形成されていたということはできないというほかない。」

「本件処分当時においては、同性の犯罪被害者と共同生活関係にある者が、個別具体的な事情にかかわらず、「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（犯給法5条1項1号）に当たると認めることはできないというべきである。」

3 解説

法律上又は事実上の夫婦である異性カップルと同様の生活を送る同性カップルは、相当数存在する。本判決は、そのような中、「社会通念」を根拠に、同性パートナーは一律に「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」（犯給法5条1項1号）に含まれ得ないとし、同性カップルを異性カップルと別異に取り扱うことを許容するものであり、その妥当性には疑問がある。

裁判所は、上記文言の意義を社会通念のみによって確定しようとするのではなく、個人の尊厳、平等原則といった憲法の理念に適合するよう、より積極的な解釈を試みるべきであったと思われる。

なお、本判決に対しては、原告から控訴がされている。

裁判例 ②

同性カップルと不貞行為
(宇都宮地真岡支判令和元年9月18日)

性の平等に関する委員会委員 小沼 千夏 (66 期)

1 事案の概要

本件は、原告が、原告と同性同士の事実婚関係にあった被告A及び、Aと婚姻した被告B（Aと婚姻後、性別適合手術を受け戸籍上の性別が女性となり、Aと離婚）に対し、被告らの不貞行為が原因となり原告とAの事実婚関係が破綻したとして、婚姻関係の解消に伴う費用及び慰謝料等の支払いを求めたことに対し、裁判所が、被告Aに対してのみ、不貞行為に基づく慰謝料の支払いを一部認めた事案である。

2 裁判所の判断

(1) 同性のカップル間の関係が内縁関係(事実婚)としての保護を受け得るか否か

「近時、価値観や生活形態が多様化し、婚姻を男女間に限る必然性があるとは断じ難い状況となっている。…かかる社会情勢を踏まえると、同性のカップルであっても、その実態に応じて、一定の法的保護を与える必要性は高いといえることができる（婚姻届を提出することができるのに自らの意思により提出していない事実婚の場合と比べて、法律上婚姻届を提出したくても法律上それができない同性婚の場合に、およそ一切の法的保護を否定することについて合理的な理由は見だし難い。）。また、憲法24条1項が「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し」としているのも、憲法制定当時は同性婚が想定されていなかったからにすぎず、およそ同性婚を否定する趣旨とまでは解されないから、前記のとおり解することが憲法に反するとも認められない。…同性のカップルであっても、その実態を見て内縁関係と同視できる生活関係にあると認められるものについては、それぞれに内縁関係に準じた法的保護に値する利益が認められ、不法行為上の保護を受け得ると解するのが相当である。」

(2) 原告と被告Aが内縁関係と同視できる生活関係

にあったか否か

原告と被告Aは、「約7年間の同棲生活を行っていたのであるから、比較的長い期間の共同生活の事実があると認められる。…米国ニューヨーク州で婚姻登録証明書を取得した上、日本国内での結婚式・披露宴も行い、その関係を周囲の親しい人たちに明らかにすること（いわゆるカミングアウト）などもしている。」さらに、原告は「二人（さらに、将来的には二人の間の子）が住むためのマンションの購入を進め、他方、被告Aは、二人の間で育てる子を妊娠すべく、第三者からの精子提供を受けるなどしていることなどに照らすと、お互いを将来的なパートナーとする意思も有していると認められるのであって、…男女間の婚姻と何ら変わらない実態を有しているといえることができ、内縁関係と同視できる生活関係にあったと認めることができる…。」

(3) 慰謝料(被告Aについて)

「…本件の不貞行為の結果、このような関係が破綻し、解消に至っているのであるから、原告としては、当該破綻について大きな精神的苦痛を被ったと推認される。」

「…もっとも、原告と被告Aとの関係は、日本の法律上認められている男女間の婚姻やこれに準ずる内縁関係とは異なり、現在の法律上では認められていない同性婚の関係であることからすると、少なくとも現時点では、その関係に基づき原告に認められる法的保護に値する利益の程度は、法律婚や内縁関係において認められるのとはおのずから差異があるといわざるを得ず、そのほか、本件の一切の事情を踏まえると、原告の精神的苦痛を慰謝するに足りる額としては、100万円を認めるのが相当である。」

3 解説

本事案は、同性カップルについて、その実態から内縁関係と同視できる生活関係にある場合には、内縁関係に準じた法的保護に値する利益が認められる

として、パートナーの不貞行為による関係の破綻に対して、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた、画期的な判決である。

その理由の中でも、憲法24条1項に触れ、制定当時は同性婚が想定されていなかったからにすぎず、同条項が同性婚を否定する趣旨とまでは解されないと述べたことの意義は大きい。

もっとも、慰謝料額の検討にあたり、金額の是非はさておき、原告と被告Aとが現行法上認められていない同性婚の関係であることから、法律婚や（男女間の）内縁関係と比べて法的保護に値する利益の

程度に差異があると述べている点については、同性カップルと異性カップルとで不貞行為に伴う精神的損害の程度が異なるのか、疑問が残る。なお、控訴審の東京高判令和2年3月4日においては、控訴人と被控訴人の関係を「婚姻に準ずる関係にあった」と認めたうえ、損害額の認定について、「性別によって差異を設けているのではなく、婚姻に準ずる程度とその保護の程度は、それぞれの関係の実態に基づいて判断することが相当である」として、同性カップル・異性カップルという区別とは異なる観点によるものであることが示されている。

裁判例 ③

MtF^{*11}による女性用トイレの使用 (東京地判令和元年12月12日)

性の平等に関する委員会委員 土屋 裕太 (66期)

1 事案の概要

経済産業省（以下「経産省」という）が、身体的性別及び戸籍上の性別は男性であるが自認している性別は女性である同省職員（性別適合手術、特例法の審判をいずれも受けていない）に対し、執務室から2階以上離れた階の女性用トイレの使用しか認めなかったこと（以下「本件トイレに係る処遇」という）及び、面談における同職員の上司たる同省職員の発言が違法であるとして、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料120万円及び弁護士費用相当額12万円を認めた事例（なお、原告による労働条件に関する行政措置の各要求を認めない旨の人事院のなした判定の取消しを求めた行政訴訟が併合され、本件トイレに係る処遇に関する部分の判定を取り消す旨の判決がなされた）。

2 裁判所の判断

(1) 「性別は、社会生活や人間関係における個人の属性の一つとして取り扱われており、個人の人格

的な生存と密接かつ不可分のものといえることができるのであって、個人がその真に自認する性別に即した社会生活を送ることができることは、重要な法的利益として、国家賠償法上も保護されるものというべきである。」「そして、トイレが人の生理的作用に伴って日常的に必ず使用しなければならない施設であって、現代においては人が通常の衛生的な社会生活を送るに当たって不可欠のものであることに鑑みると、個人が社会生活を送る上で、男女別のトイレを設置し、管理する者から、その真に自認する性別に対応するトイレを使用することを制限されることは、当該個人が有する上記の重要な法的利益の制約に当たる。」

(2) 被告は、「原告の身体的性別又は戸籍上の性別が男性であることに伴って女性職員との間で生ずるおそれがあるトラブル […] を避けるために本件トイレに係る処遇を行うことが、庁舎管理の責任者である経産省において果たすべき責務を遂行した合理的な判断である旨を主張している」が、「当

* 11 : Male to Femaleの略。生物学的性別が男性で性自認が女性である人。

該性同一性障害である職員に係る個々の具体的な事情や社会的な状況の変化等を踏まえて、その可否の判断を行うことが必要である。」

- (3) ①原告は、性同一性障害の専門家である医師が適切な手順を経て性同一性障害と診断した者であること、②女性ホルモンの投与によって原告が女性に対して性的な危害を加える可能性が客観的にも低い状態に至っていたこと、③経産省の庁舎内の女性用トイレの構造に照らせば、利用者が他の利用者に見えるような態様で性器等を露出するような事態は考えにくいこと、④原告は、私的な時間や職場において、行動様式や振る舞い、外見の点を含め、女性として認識される度合いが高かったこと、⑤身体的性別及び戸籍上の性別が男性で、性自認が女性であるトランスジェンダーの従業員に対して、特に制限なく女性用トイレの使用を認めた民間企業の例が存在すること、⑥我が国において、トランスジェンダーが職場等におけるトイレ等の男女別施設の利用について大きな困難を抱えていることを踏まえて、より働きやすい職場環境を整えることの重要性が強く意識されるようになってきており、国民の意識や社会の受け止め方には、相応の変化が生じていること、⑦当該変化の方向性ないし内容は、諸外国の状況から見て取れる傾向とも軌を一にすることから、「被告の主張に係るトラブルが生ずる可能性は、せいぜい抽象的なものにとどまる」。

被告は、原告が女性用トイレを使用することに關して抵抗感を述べる声が存在していた旨を主張しているが、原告が「執務室と同じ階又は1階離れた階」の女性用トイレを使用した場合に限って、被告の主張に係るトラブルが生ずる可能性が高いものであったこと等をうかがわせる事情を認めるに足る証拠はない。「そして、仮に、上記の被告の主張に係るトラブルが生ずる抽象的な可能性が何らかの要因によって具体化・現実化することを措定したとしても、回復することのできない事態が発生することを事後的な対応によって回避することができないものとは解し難い。」

- (4) 「したがって、経産省（経済産業大臣）による庁舎管理権の行使に一定の裁量が認められることを考慮しても、〔…〕庁舎管理権の行使に当たって尽くすべき注意義務を怠ったものとして、国家賠償法上、違法の評価を免れない。」

- (5) 原告の上司の『なかなか〔性別適合〕手術を受けないんだったら、もう男に戻ってはどうか』との発言は、「個人がその自認する性別に即した社会生活を送ることができることの法的利益としての重要性に鑑みれば、〔…〕当該発言は、原告との関係で法的に許容される限度を超えたものというべきである。」

3 解説

トランスジェンダーの直面する問題として、トイレ等の男女別施設の利用が挙げられる。出生したときに割り当てられた性別に違和感を抱く者（これには、自己の性別を男女のいずれとも感じない者を含む）であっても、性同一性障害という診断を得たいか、当該性別と異なる性別の服装をしたいか、性別適合手術を受けたいか、法令上の性別を変更したいかという点と同様、どちらの性別用のトイレを使いたいのか、「だれでもトイレ」を使いたいのか^{*12}、などの想い（どれを行うことが人格的生存に資するのか）はさまざまである。また、それぞれ、他人から強制されるべき事項ではない。

また、本裁判例で示されたように、トイレの利用制限は重要な法的利益の制約に当たるので、（抽象的に）トラブルが懸念される、抵抗感があるという意見があった、というのみでは、正当化根拠とはならないと解すべきである。

このため、本人の意思を傾聴して、具体的な状況（本人の状況のほか、設備上の制約等）を勘案し、できる限り本人の人格的利益に配慮した措置をとることが必要である。なお、前述した本人の想いがさまざまという観点からは、裁判所が被告の主張を排斥した理由のうち①、②及び④については、かかる措置をとるために不可欠な事実と考えるべきではない。

* 12：トイレに関する希望がさまざまであることにつき、NPO法人虹色ダイバーシティ＝株式会社LIXIL「性的マイノリティのトイレ問題に関するWEB調査結果」[2016] https://newsrelease.lixil.co.jp/user_images/2016/pdf/nr0408_01_01.pdf

裁判例 ④

同性パートナーの葬儀への参列の拒絶
(大阪地判令和2年3月27日)

性の平等に関する委員会委員 山本 真由美 (62 期)

1 事案の概要

約45年同居し、一緒に事務所経営も行っていた男性のカップル（Aと原告）がいた。

原告の主張によると、次のとおりである。

Aと原告のどちらかが先に死亡した場合は、死亡した者の全財産を生存している相手方に全て譲渡するとの相互の死因贈与を口頭で合意していた。

さらには、Aを養親、原告を養子とする養子縁組によってお互いの遺産相続ができるようにしようとしていた矢先に、Aが突然亡くなった。

Aの妹である被告は原告のことを知っていたが、Aの死後に原告がAの葬儀で喪主を務めたいと申し出たところ被告はこれを断り、原告が家族席に座することも拒否し、原告は火葬場の場所を被告から教えられなかったため、火葬に立ち会えなかった。

被告はAらの事務所の廃業通知を取引先に出し、事務所の賃貸借契約も原告に無断で解約したうえ、事業に関する書類及び通帳も持ち出したため、原告は事業の廃業を余儀なくされた。

そこで、原告は被告に対して慰謝料合計700万円の支払いと、Aが生前に約束した財産の引き渡しを求め、大阪地裁に訴えを提起した。

2 裁判所の判断

(1) 争点1（原告とAが相互に全財産を死因贈与するとの合意をしたか）について

「原告が原告主張の死因贈与合意の存在と矛盾した行動をとっていたとの事実、当該合意の存在については原告の供述等以外にこれを証する証拠がないことを併せ考えれば、本件において、原告主張の死因贈与合意の成立を認めることはできないというべきである。」

(2) 争点2（Aの葬儀等に関する被告の原告への対応が不法行為を構成するか）について

「Aが周囲に対し原告との関係について事実と異な

る説明をしていたことからすると、親族である被告に対しても、原告との関係が同性パートナーシップであると悟られないような説明をしていたと推認されるから、被告の上記供述は信用できる。そして、被告にとって、兄であるAの説明を疑うべき事情があったとはうかがえないから、被告はAの上記説明を信じ、原告はAが雇用している従業員であり、Aと同居している居候であると認識していたと認めるのが相当である。」「本件において他に、被告がAの葬儀の時点で、原告とAが同性パートナーシップ関係にあり、近親者同士、すなわち夫婦と同視すべき関係であることを認識していたと認めるに足りる証拠はない。」「被告の原告に対する不法行為が成立することはないから、同不法行為を理由とする損害賠償請求は理由がない。」

3 解説

同性婚が認められていないため、死後にパートナーの家族と葬儀や相続等でもめることがある。そのため養子縁組や遺言等が考えられるが、本件ではこれらをする前にパートナーが急死している。このようなことは、他の同性カップルにも起こり得る。判決では、Aの妹が原告とAが夫婦と同視すべき関係にあったことを認識していたと認めるに足りる証拠はないとしたが、仮に原告が女性であれば、長年同居し協力して事業を営んでおりながら「同居している居候と思った」という反論は通りにくいように思われる。ここに、被告及び裁判所の、夫婦とは男女の関係のみという偏見が読み取れる。また、Aが原告を家族にパートナーだと紹介できなかったとすれば、それは家族から非難されることを恐れてカミングアウトできなかったという可能性もあるが、そのような事情につき、裁判所は考えが至らなかったように思われる。養子縁組や遺言等の準備が足りなかった、お互いにパートナーだと堂々と家族に紹介すべきであったなどと当人らに落ち度があるかのように責めてはならない。これは、同性婚が認められていれば起き得なかった紛争であることを指摘する。

裁判例 ⑤

性別の取扱いの変更を理由とする不利益取扱い
(東京高判平成27年7月1日)

性の平等に関する委員会副委員長 松永 成高 (66 期)

1 事案の概要

X1は、性別の取扱いの変更の審判（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「特例法」という）3条1項）により性別の取扱いを男性から女性に変更された者であり、X2（株式会社）の代表取締役である。

X1は、Y1（株式会社）が経営しY2（権利能力なき社団法人たるクラブ）が運営するゴルフ場（以下「本件ゴルフ場」という）を会員として利用したいと考え、X2において、Y1の株式を購入して取得の承認をY1に請求し、Y2への入会を申し込んだ。

本件は、株式の取得の承認又は入会を拒否されたXらが、Yらに対し、これらの措置が違法であるとして、被った損害の賠償を求めた事案である。本判決は、以下のように述べて、X1への慰謝料100万円等の連帯支払をYらに命じた原判決（静岡地浜松支判平成26年9月8日）に対するYらの控訴を棄却した。

2 裁判所の判断

「X2は、Y2の教示に従い、日本国籍を有する女性であるX1を……実質的な会員としてY2への入会を申し込んだところ、Y2は、もっぱらX1が性別適合手術を前提とする性別の取扱いの変更の審判を受けたことを理由にこれを拒否し、Y1は、Y2の決定に従って本件株式の譲渡承認を拒否したと認められる。」

「たとえ私人間においても、疾病を理由として不合理な取扱いをすることが許されるものではないところ、本件入会拒否及び本件承認拒否がされた平成24年当時、既に特例法が施行されてから約8年が経過していたことなどの社会情勢を考慮すると、性同一性障害が医学的疾患の一つであることは公知の事実であったということができ、したがって、性同一性障害及びその治療を理由とする不合理な取扱いをすることが許されないことは、その他の疾病を理由とする不合理な取扱いが許されないのと同様であったといえることができる。」

「X1の被った不利益は、直接的には……Y2の実質的な会員としてY2でプレーすることができないなどの経済的不利益にとどまるものではあるが、性同一性障害であること及びその治療を受けたことを理由として、Y2の定めに従って入会申込みの手続を行えば入会申込みを拒否されることはないであろうとの期待ないし信頼を裏切られ、いわれのない不利益を被ったこと、このような理由による本件入会拒否及び本件承認拒否によって、被控訴人は、自らの意思によってはいかんともしい難い疾病によって生じた生物学的な性別と性別の自己意識の不一致を治療することで、性別に関する自己意識を身体的にも社会的にも実現してきたことを否定されたものと受け止め、人格の根幹部分に関わる精神的苦痛を受けたことも否定できないことも考慮すると、被告らが構成員選択の自由を有することを十分考慮しても、やはり本件入会拒否及び本件承認拒否は、憲法14条1項及び国際人権B規約26条の規定の趣旨に照らし、社会的に許容しうる限界を超えるものとして違法というべきである。」

3 解説

自身の性別をどのように認識しているか（性自認）は人格の根源的な要素である。これが社会的な性別と整合しない者に対し、特例法（平成16年施行）は、審判による性別の取扱いの変更という救済を与えることとした。

本判決は、性同一性障害が疾患であることが公知の事実であったことを指摘した上で、X2の入会を認めた場合に両当事者が被る不利益の程度を比較し、審判により性別の取扱いを変更したことに基づく不利益取扱いが違法であるとした。

現在では、性自認と社会的な性別が一致しない状態は「疾患」ではないとされている（「性同一性障害」という疾患名も現存しない）が、そのような状態に基づき性別の取扱いを変更したことを理由とする不合理な取扱いが許されないことは同様と考えられる。

裁判例 ⑥

特例法関係裁判例

性の平等に関する委員会委員 山田 芳子 (54 期)

判例⑥-1

最決平成19年10月19日、

最決平成19年10月22日

(性別の取扱いの変更の要件・「現に未成年の子がいないこと」)

1 事案の概要

戸籍上の男性A及びBは、いずれも妻子があったが離婚し、性別適合手術を受けた。A及びBは、それぞれ別の手続において、特例法に基づき、戸籍の性別を男から女に変更することを求めた。特例法は、性別の取扱いの変更の審判が認められるための要件として、「現に子がないこと」(同法3条1項3号)を規定していることから(平成20年改正前)、A及びBは、同規定が憲法13条、14条1項等に違反すると主張した(なお、本事案の当時は、「現に子がないこと」と規定されていたが、平成20年に「現に未成年の子がいないこと」と改正されている)。

2 裁判所の判断

最高裁第一小法廷、第三小法廷とも、3号について、「現に子のある者について性別の取扱いの変更を認めた場合、家族秩序に混乱を生じさせ、子の福祉の観点からも問題を生じかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くものとはいえないから、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず、憲法13条、14条1項に違反するものとはいえない」とした。

判例⑥-2

最決平成31年1月23日

(性別の取扱いの変更の要件・「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」)

1 事案の概要

戸籍上の女性Cは、ホルモン治療等を受けることにより、声が低くなり体毛が濃くなった、骨格筋が発達して筋力が強い、乳房の隆起はなく男性型である、外性器の外観は男性型の性器に近似しているなどの特徴が認められるようになったが、生殖腺除去手術に恐怖を覚え、同手術を受けないまま、戸籍の性別を女から男に変更することを求めた。特例法は、性別の取扱いの変更の審判が認められるための要件として、「生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」(同法3条1項4号)を規定していることから、Cは、身体に著しい侵襲を伴う不可逆的な手術を要求する本件規定は、憲法13条、14条1項等に違反すると主張した。

2 裁判所の判断

最高裁第二小法廷は、4号について、本件規定が生殖腺除去手術を受けること自体を強制するものではないものの、「手術まで望まないのに当該審判を受けるためやむなく上記手術を受けることもあり得るところであって、その意思に反して身体への侵襲を受けない自由を制約する面もあることは否定できない」とした。他方、本件規定の目的について、「審判を受けた者について変更前の性別の生殖機能により子が生まれることがあれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないことや、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきた中で急激な形での変化を避ける等の配慮に基づくもの」と解し、「これらの配慮の必要性、方法の相当性等は、性自認に従った性別の取扱いや家族制度の理解に関する社会的状況の変化等に応じて変わり得るものであり、このような規定の憲法適合性については不断の検討を要する」としつつ、「本件規定は、現時点では、憲法13条、14条1項に違反するものとはいえない」とした。

なお、補足意見は、本決定と同様、利益較量の判断において、「性同一性障害者にとって、特例法により性別の取扱いの変更の審判を受けられることは、切実ともいべき重要な法的利益」とし、生殖腺除去手術が身体に対する強度で重大かつ不可逆的侵襲であること、本件規定が目的とする配慮の必要性等について、社会的状況の変化等に応じて変わり得るものであること等を指摘し、「本件規定は、現時点では、憲法13条に違反するとまではいえないものの、その疑いが生じていることは否定できない」とした。

判例⑥-3

最決令和2年3月11日

(性別の取扱いの変更の要件・「現に婚姻をしていないこと」)

1 事案の概要

妻子のある戸籍上の男性Dが、性同一性障害と診断された後、性別適合手術を受けたうえで、特例法に基づき、戸籍の性別を男から女に変更することを求めた。申立て時点でDの子は既に成人していたが、特例法は、性別の取扱いの変更の審判が認められるための要件として、「現に婚姻をしていないこと」(同法3条1項2号)を規定していることから、Dは、離婚しなければ戸籍上の性別を変更できないのは、憲法13条、14条1項等に違反すると主張した。

2 裁判所の判断

最高裁第二小法廷は、2号について、「現に婚姻をしている者について性別の取扱いの変更を認めた場合、異性間においてのみ婚姻が認められている現在の婚姻秩序に混乱を生じかねない等の配慮に基づくものとして、合理性を欠くとはいえないから、国会の裁量権の範囲を逸脱するものということとはできず、憲法13条、14条1項、24条に違反するものとはいえない」とした。

判例⑥-1, 2, 3 解説

特例法は、平成15年に成立、翌年から施行されており、施行後の見直し条項も設けられている。同法3条1項2号は、婚姻秩序の混乱回避のため、すなわち同性婚が認められていない現状下で同性婚状態を回避するため、同3号は、親子関係など家族秩序の混乱を回避し、子の福祉に影響を及ぼす事態を避けるため、同4号は、変更前の性別の生殖機能により子が生まれることによる社会の混乱や問題を防ぐために設けられたとされる。

前記判例⑥-2の補足意見は、特例法について、「性同一性障害者が、性別の違和に関する苦痛を感じるとともに、社会生活上様々な問題を抱えている状況にあることから、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するために制定された」とするが、性別の取扱いの変更を望む者に対し、2号は、婚姻中である場合には離婚を迫る結果となり、4号は、生殖腺除去手術を望まない者に対しても生殖腺除去手術を迫る結果となっており、これらの場面では特例法制定の趣旨が損なわれている。

また、3号については、平成20年に「現に未成年の子がいないこと」と改正され、成人の子の場合には男女の性別と父母が一致しない状態が法律上も認められたことになり、その不一致ゆえに家族秩序の混乱を招きかねないとする論拠は既に説得性を欠いている*13。さらに、未成年の子がいる場合に一律に性別変更を認めないということにも十分な論拠を見出し難い*14。

上記判例⑥-2の多数意見が、特例法3条1項4号の憲法適合性について「現時点では」と限定し、同補足意見が、違憲の疑いにまで踏み込んで言及したことには一定の意義を有するが、いずれも特例法が目指す性別違和に関する苦痛の解消や様々な社会的な不利益の解消には不十分であり、既に施行から15年以上が経過した現在、各規定の再検討が急務と考える。

*13：野間紗也奈「性同一性障害者の性別変更審判の要件の再検討」法政論叢・2020年56巻1号60頁参照。

*14：金亮完「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項3号の規定は、憲法13条および14条1項に違反しないとされた2つの事例」法学セミナー増刊(速報判例解説)3号97～100頁参照。

判例⑥-4

最決平成25年12月10日

(性別の取扱いの変更後の婚姻と嫡出推定)

1 事案の概要

特例法に基づき性別の取扱いを男性に変更したEは、その後男性として婚姻し、妻が第三者からの提供精子によって懐胎・出産した子を夫婦の嫡出子として届け出たところ、子の父欄を空欄とし、子を妻の非嫡出子とする戸籍の記載がなされたため、当該子は民法772条による嫡出推定を受けるとして、戸籍の訂正の許可を求めた。

原審は、戸籍の記載上、夫と子の間の血縁関係が存在しないことが明らかな場合においては、同条適用の前提を欠くとし、申立てを退けたため、Eら夫婦は、戸籍の記載が憲法13条、14条に違反すると主張した。

2 裁判所の判断

最高裁第三小法廷は、「特例法3条1項の規定に

基づき男性への性別の取扱いの変更の審判を受けた者は、以後、法令の規定の適用について男性とみなされるため、民法の規定に基づき夫として婚姻することができるのみならず、婚姻中にその妻が子を懐胎したときは、同法772条の規定により、当該子は当該夫の子と推定される」とした。

判例⑥-4 解説

特例法に基づき男性への性別の取扱い変更の審判を受けた者の妻が婚姻中に懐胎した子について、最高裁が夫の子として嫡出推定を認めた初めての判断であり、その意義は大きい。本決定には、特例法が親子関係の成否に関して触れていないこと、血縁のあるところに実親子関係を認めるのが民法の原則であること等を指摘する反対意見も付されている。しかし、民法自身が、嫡出否認の訴えの要件を限定し、実親子関係についても血縁と法律上の父子関係の一致を常に厳格に求めているわけではなく^{*15}、特例法制定の趣旨や子の法的地位の安定等に鑑みれば、多数意見の結論は十分に支持される。

* 15：二宮周平「性別の取扱いを変更した人の婚姻と嫡出推定」立命館法学2012年5・6号（345・346号）576～610頁参照。

LGBT基本用語解説（補訂）

LIBRA Vol.16 No.3 2016/3 特集 LGBT—セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）—10頁
「LGBT基本用語解説」に記載のない用語について補筆しました。

SOGI

(Sexual Orientation and Gender Identity)

性的指向及び性自認。

マジョリティとなっている異性愛者やシスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と性自認が一致している者）も含み、全ての人間が有する属性を指す。

SOGIハラ（ソジハラ／ソギハラ）

SOGIに関するハラスメント。

2020年1月に告示された「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（厚生労働省）において、相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動や、労働者の性的指向・性自認について当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することは、パワーハラスメントに含まれると明示された。

アライ（Ally）

多様な性のありかたについて理解のある支援者や応援者。

性別違和（Gender Dysphoria）・
性別不合（Gender Incongruence）

性別違和とは、出生時に割り当てられた性別と性自認の不一致を感じている状態を指す。2013年改訂のアメリカ精神医学会発行の「精神障害診断の手引き 第5版」（DSM-5）において、「性同一性障害」に代わって「性別違和」の名称が使用され、「障害」ではないとされた。さらに、WHOで2019年採択（2022年発効）の「国際疾病分類 改訂版」（ICD-11）において、「性同一性障害」が「精神障害」の分類から除外され、「性の健康に関連する状態」という分類の中の「Gender Incongruence（性別不合）」に変更された。これにより、「性同一性障害」の脱病理化がなされた。

コラム ①

日本人の同性パートナーを持つ外国人が
在留特別許可を付与された事例

性の平等に関する委員会委員 上杉 崇子 (64期)

1 事実関係

本件は、オーバーステイの台湾人Aさんが、日本人同性パートナーBさんと約23年間（提訴時）にわたり婚姻と同様の共同生活を築いてきたにもかかわらず、国が在留特別許可を付与せずに退去強制令書を発付したのは違法だとして退去強制令書発付処分等取消請求訴訟を提起したものである。

2 訴訟の経緯

Aさん本人尋問及びパートナーBさんの証人尋問終了後、裁判所から被告に対して、本件処分の見直しはできないか打診がなされたのに対し、被告は、再審情願（再審査申出）をすれば在留特別許可を付与するとの回答をした。これを受けてAさんは、再審情願をし、在留特別許可が付与されたため、訴訟を取り下げた。審理経過に鑑みて裁判所が被告に働きかけたことで、被告が過去の処分を撤回しAさんの在留を特別に許可したというものであり、事実上、Aさんの勝訴に等しい結果である。

3 ポイント

① 日本人と外国人の同性カップルが日本で安定的に生活することが困難な現状

外国人（出入国管理及び難民認定法2条2号）が適法に在留するには在留資格が必要（同法2条の2第1項）である。日本人と外国人の異性カップルは婚姻により外国人パートナーが「日本人の配偶者等」の在留資格を得られるが、同性カップルの場合はこの資格を得られない。そのため、

就労や留学等の長期の在留資格を得られ、かつ、その更新も可能な場合以外は、「短期滞在」等の資格で短期間の在留をするほかなく、日本で共同生活を営むのは不可能に近い。したがって、日本人と外国人の同性カップルが日本で安定的な共同生活を営むことは困難を極める。本件のAさんも、当初は「留学」の在留資格で日本に在留していた時期があったが、その後は、「短期滞在」の在留資格しか得られず、やがてオーバーステイになってしまった。

② 婚姻と同等の真摯な共同生活を同性カップルも営んでいる

在留特別許可をするかどうかは法務大臣の裁量に委ねられるが、裁量権の逸脱・濫用がある場合は違法となる。入管が発表している「在留特別許可に係るガイドライン」では、日本人と外国人の婚姻が法的に成立している場合であって、夫婦として相当期間共同生活をし、相互に協力扶助しており、夫婦の間に子がいるなど婚姻が安定かつ成熟している場合は、在留特別許可の許否にあたって特に考慮すべき積極要素とされている。また、この事情は、退去強制令書取消訴訟においても重要な考慮要素とされている。さらに、異性の内縁関係についても真摯な共同生活の存在が重要な考慮要素とされ、これを考慮しなかった裁決を違法とする判決がみられる。

同性カップルもまた、真摯な共同生活を営んでおり、その要保護性は変わらない。しかも、同性カップルの場合、婚姻したくても法律上それができないために内縁状態でい続けざるを得ないのであり、実態は婚姻と同等の共同生活を営んでいることを看過してはならない。AさんとBさんは提訴時において約23年間日本で共同生活を営

み、一方が重篤な病気の時も、もう一方が無職状態の時も、経済的・心理的に互いに支え合って生活が続けてきた。まさに、2人の関係は婚姻と同等の真摯な共同生活だった。本件ではこれらの事情が適切に考慮され、上記「訴訟の経緯」記載の結果に繋がったものである。なお、本件では、Aさんは素行善良でありオーバーステイ以外の処分歴はなかったこと、入管に出頭する準備を始めており弁護士にも相談をしていたこと、といった積極事情もあった。

③ 在留資格問題は同性カップルにとって切実な問題である

在留資格問題に直面している日本人と外国人の同性カップルは少なくない。

上記のとおり、現状日本では同性婚が認められていないために日本人のパートナーである外国人には「日本人の配偶者等」の在留資格が付与されない。このことは、外国人パートナーの本国で同性婚が認められており、婚姻していても同じである（例えば、日本人とアメリカ人の同性カップルがアメリカで婚姻しているケース）。

しかし他方で、本国で婚姻している外国人同士の同性カップルの場合（例えば、アメリカ人同士の同性カップルでアメリカで婚姻しているケース）は別の扱いがされている。すなわち、法務省の通知（法務省管在第5357号）は、「本国で同性婚をしている者について、その者が本国と同様に我が国においても安定的に生活できるよう人道的観点から配慮し、今般、同性婚による配偶者については、原則として、在留資格「特定活動」により入国・在留を認めることとしました」として、本国で婚姻している外国人同性カップルの在留を認めているのである。これにより、例えば

カップルの一方が就労ビザで日本に在留する場合、そのパートナーは「特定活動」の在留資格を付与されることで2人で安定的に日本に在留できるのである。

この扱いは矛盾である。日本人と外国人の同性カップルには「人道的観点」からの配慮をしない理由があるというのだろうか。家族と一緒に生活を営むという人として根源的な権利は、結婚制度のいかんにかかわらず保障されなければならないものである。家族形成の自由ないし家族維持の自由が、憲法上も国際人権上も保障されている（憲法13条、自由権規約17条・23条）。

米国人男性と日本人男性のカップルが、日本で共に暮らせるよう米国人男性の在留資格を「定住者」に変更すること及び在留資格変更不許可処分により家族形成維持の自由や居住の自由を侵害されたことに対する賠償等を求める訴訟が、2019年9月12日に東京地裁に提訴され、係属中である（本稿執筆時）。この事件の原告2人は、提訴時まで約15年間連れ添い、2015年11月にはアメリカで婚姻している。米国人パートナーは「経営・管理」の在留資格を取得して日本人パートナーと日本で家族として暮らしていたが、経営難のため同在留資格の更新が困難となったために「定住者」への在留資格変更を申請したところ、不許可処分を受けたという事案である。この不合理な現状が1日も早く改善されるよう、上記訴訟も注視していただきたい。

コラム ②

同性婚を認めた外国の裁判所の判決

性の平等に関する委員会委員 本多 広高 (58期)

同性婚を認めたアメリカ合衆国連邦最高裁判決と台湾大法官會議の判決を紹介します（他の国について日弁連「同性の当事者による婚姻に関する意見書」2019年が詳しい）。

1 アメリカ合衆国においては、婚姻法は各州の判例法・制定法により形成されているが、2004年から同性の婚姻を認める州が現れ始めた。2015年には、同性婚を認めない州や同性間のシビル・パートナーシップしか認めない州もあったが、既に多くの州では同性婚を認めていた。そのような状況の下で、2015年6月26日、連邦最高裁判決（*Obergefell v. Hodges*, 135 S.Ct. 2584 (2015)）は、憲法修正14条のデュープロセス及び平等な保護の条項により保障される婚姻の権利を同性のカップルも奪われることなく、婚姻を異性間に限る州法は無効であり、州は他州で適法になされた婚姻を同性間のものであることを理由として承認することを拒否してはならないとした。

これにより全州で同性婚を認めることになった。各州においては、特段の立法を待つことなく、同性婚が受け付けられるようになった。

2 台湾においては、同性間の婚姻を求めている運動や自治体において同性のパートナー関係を承認する扱いが一般的となっていたところ、2017年、大法官會議は、「婚姻適齢にある配偶者のいない者は、本来結婚の自由を有しており、それには『結婚するかどうか』と『誰と結婚するか』の自由が含まれる」「性的指向を分類の基準としてなされる差別的扱いには、より厳格な審査基準を適用して、その合憲性を判断すべきである」「民法第4編親族第2章婚姻の規定は、性別を同じくする兩名につい

ては、共同生活を営む目的のために、親密性と排他性ある永続的な結合関係を成立させていない。この限りにおいて、憲法22条が保障する人民の婚姻自由及び第7条が保障する人民の平等権の趣旨に反している。関係機関は本解釈公布の日から2年以内に、本解釈の趣旨にしたがって関係する法律を改正ないし制定しなければならない。いかなる方式により婚姻自由に対する平等な保護を達成するかについては、立法機関の裁量に委ねる。期限が過ぎても関係する法律を改正ないし制定しなかった場合には、性別を同じくする兩名につき上述のような永続的結合関係を成立させるために、上述の婚姻章の規定にしたがって、二人以上の証人が署名した書面を持参することで、戸政機関において結婚登録をなし得るものとする」とした。この判旨を受け、2019年5月に特別法が制定・施行され、施行当日には526組の同性当事者の婚姻届出がなされている。

3 アメリカ連邦最高裁も台湾大法官會議もいずれも婚姻の自由と法の平等な保護を根拠としている。婚姻の自由は、個人の自己決定権のうち家族の維持形成に関わる事柄に関するものの中心的なものであるが、当事者の性別に関わりなく婚姻により家族を維持形成しうることは、それを望む人の人生において人格的に重要な事柄である。法の平等な保護を考えると、婚姻の自由が認められるべきではないとすれば誰もが婚姻できないようにすべきことになるが、認められるべきであるとすれば誰もが自由に婚姻できるようにすべきことになる。両判断が婚姻の自由と法の平等な保護の双方を根拠としたことには論理的な必然性があつたとも考えられる。

コラム ③

刑事施設における性自認に沿った取扱いを求める権利

性の平等に関する委員会委員 本多 広高 (58 期)

刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という）4条1項1号は、被収容者を「性別」に従い分離するとしている。この「性別」の判断は、割り当てられた性別によるのか本人の認識する性別によるのか、いかえれば法令上の性別によるのかその人の性自認によるのかについて、同法には規定はない。よって、性自認に沿った取扱いを求める権利を保障する上では、被収容者の性自認を「性別」の判断の要素として重視し、例えば、被収容者の認識する性別が女性であるならその者を女性の収容区分に従って処遇するというものも考えられる（日弁連「刑事施設における性同一性障がい者の取扱いに関する人権救済申立事件（勧告）」2009年9月17日。日弁連「刑事施設における性同一性障がい者の取扱いに関する人権救済申立事件（勧告）」2010年11月9日）。

しかしながら、現実には、日本の政府は、「戸籍上の性別に従い、収容施設及び収容区域を指定する」としている（法務省矯正局成人矯正課長ほか「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」2011年6月1日）。トランスジェンダーの被収容者の収容区域を作ることもしないという意味も含むようである。これは、現在でも変わっていない（法務省矯正局成人矯正課長ほか「『性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について』の一部改正について（通知）」2015年10月1日）。

このような刑事収容施設の運用を前提にするとき、性自認に沿った取扱いを求める権利がみとめられるべきことから、刑事収容施設においてトランスジェンダーの被拘禁者が性自認と

処遇上選択可能な処遇との乖離によって生ずる苦痛を可能な限り緩和するための措置を受けさせるべきである。

しかし、日弁連や弁護士会の人権救済事件をみると、かならずしもそのような措置が適切になされているとはいえない。上記の日弁連の勧告のほか、公表されているものとして、東京弁護士会2016年8月31日付東京拘置所長に対する勧告、及び兵庫県弁護士会2015年6月23日付法務省等に対する勧告*16がある。さらに、兵庫県弁護士会は、2018年10月24日、法務大臣、法務省矯正局長、大阪矯正管区長及び神戸刑務所長宛勧告をしており、同弁護士会のサイトでは、「神戸刑務所に収監された性同一性障害者2名（いずれも生物学的には男性、性自認は女性の事例）に対し、監視カメラ付き独居房に収容する、男性としての髪型を強制する、女性用着衣の使用を制限する、労役場への出入りの際、男性職員による身体検査を実施するなどの処遇が行われています。

このような行為は、申立人らの性自認に沿った扱いを求める権利を侵害するものであると判断し、性同一性障害者が性自認に沿った扱いをされることが当然保護されるべきことが認識され、今後、同様の事態が繰り返されないよう、刑務所収容に際しての振分け基準から抜本的に見直すよう勧告したものです」とその要旨を紹介している。刑務所収容に際しての振分け基準から抜本的に見直すことまで勧告していることが注目される。

* 16 : <http://www.hyogoben.or.jp/topics/keikoku/index.html>

大学院でのアウティングに関する事例

性の平等に関する委員会委員 山本 真由美 (62期)

同じ大学院に通うAとBがおり、Aは同性であるBに交際を申し込んだところBが断り、その後、Aが変わらぬ態度で接してくることにBが困惑し、同級生らのグループLINEに「俺もうお前がゲイであることを隠しておくの無理だ。ごめん」という投稿をしたので、Aが同性愛者であることが複数名に知られてしまった。なお、Aは同性愛者であることを家族にも隠していた。AはBによる同性愛者であることの暴露（いわゆるアウティング）により、周囲より差別を受ける不安などから心身の不調を訴えるようになり、授業にも出られなくなっていった。Aが学校の相談室に相談したところ、性同一性障害のパンフレットを渡され、クラス替え等の支援も受けられず、校舎から転落死した。

そこで、Aの遺族が大学の安全配慮義務違反及び教育配慮義務違反を理由に大学に対し損害賠償請求訴訟を提起した。なお、Aの遺族はBに対する訴訟も提起したが、こちらは和解で終了している。

東京地判平成31年2月27日では、「大学側は転落死を予見できなかった」「学生は大学のハラスメント対策委員会に対し、クラス替えを希望しない決断をしていた」として「大学に安全配慮義務違反はなかった」と退け、遺族の請求は棄却された。

なお、この判決においては、アウティングが不法行為に当たるかにつき、踏み込んだ判断はされていない。

まず問題であったのは、学校側にセクシュアル・マイノリティの知識がなかったことである。同性愛と性同一性障害が同じものだと思って相談先のパンフレットを渡したということは、知識のなさの象徴であろう。

また、社会にはセクシュアル・マイノリティへの偏見や差別が存在し、セクシュアル・マイノリティだと知られること自体を当事者が恐れている

ということも、大学側は深刻に捉えていなかったのかもしれない。

そして、アウティングは人権の問題ではなく、当事者個人の問題として、たとえ周囲に知られるおそれがあっても、気の持ちようで不安は解消されると捉えていたようである。

アウティングは、セクシュアル・マイノリティへの差別が解消されていない社会において、当事者が差別にさらされる材料を第三者によって開示されるというものである。「同性愛者であることに自信を持って堂々と生きれば良い」「同性愛は恥ずかしいことではないので、周りに言っても構わないと思った」など、理解者であることを装った、「本人に良かれと思って」のアウティングも、本人が知られたいと希望している以上、人権侵害であると言える。

アウティングがなされ、しかもそのアウティングをした本人と学校内で顔を合わせることに不安を感じ、体調を崩して登校も困難になっていたのであれば、学業に支障が生じているのは明らかである。そうであれば、大学側としてはAが健康を取り戻して学業を遂行できるよう、学内で顔を合わせないようにさせる方法を講じることができたのではないかと遺族が主張するのも理由があると思われる。

裁判においては、アウティングは不法行為であり、それゆえ大学は学生を守る手段を講じるべきである、としたうえで、大学の行為が適切であったかを判断すべきであったと思料する。

なお、控訴審の東京高判令和2年11月25日は、アウティングや転落死が大学側の安全配慮義務違反により発生したとはいえないとして遺族の控訴を棄却したが、アウティング自体については、Aの人格権やプライバシー権を著しく侵害する許されない行為であるのは明らかであるとの判断を示した。



フォトジャーナリスト

安田 菜津紀さん

2021 年最初のインタビューは、報道番組のコメンテーターとしてもご活躍のフォトジャーナリスト安田菜津紀さんに、難民、東日本大震災、ヘイトスピーチ、コロナ禍などの問題について、お話を伺いました。差別や排除ではなく、共感や共生を大切にしていこうという姿勢の一貫性に、清々しさを感じつつ、様々な考えるヒントをいただいたように思います。最後の「夢」のお話は、ズシンと心に響きました。

聞き手・構成：伊藤 敬史

—— フォトジャーナリストになられた経緯を教えてください。

2003 年、私が高校 2 年生の時に、NPO 法人国境なき子どもたちの「友情のレポーター」という企画で、カンボジアに派遣していただきました。そこで、貧困や人身売買の問題が自分と同世代の子どもたちに降りかかっているのを目の当たりにして、それまで遠い国の大変な問題というように輪郭がぼやけていたものが、自分の友達が抱えている問題というふうに一気に心の距離が縮まり、自分に何ができるだろうと考え始めました。高校生なので、できることは限られていましたが、カンボジアで感じてきたことを、たくさんの人たちとシェアしようと思い、伝える活動を始めました。

最初はノウハウがよくわからなかったのですが、いろいろな新聞社や雑誌社に記事を書かせてほしいとお願いして、岩波の『世界』という雑誌に書かせていただきました。ただ、同世代に伝えるには少しハードルが高いなとも思いました。

その頃、教室で仲のいい友達にカンボジアの写真を見せて話していたら、「どこに行ったの？」みたいな感じで、普段ほとんど話したことがないような友達まで話しかけてきました。それで、写真は関心の最初の扉を開いてくれるのだと気づき、自分がやりたいのはこういうことかもしれないと思いました。

—— 人身売買や貧困はとても重い問題だと思いますが、どういう思いで伝えようとなさっているのですか。

取材は、時間をいただいて、言葉をいただいてということで、すべていただきものだと思うんですね。なおかつ人身売買で売られた先でひどい虐待を受けたときの記憶などを、私が聞くことによって、呼び起こしてしまうわけです。言ってみれば、心にできかかっていたかさぶたを、引きはがしてしまうようなものですよね。だから、そうまでして言葉をいただき、経験を分かち合ってくれたものに対して、せめて何かお返しをしなければという思いで伝えています。

—— 世界のいろいろなところで取材をされていますが、印象的なエピソードをご紹介いただけますか。

大学生の時から、中東地域に通うようになりました。

当時、あしなが育英会が、いろいろな背景で親を亡くした子たちを世界から日本に招いて交流キャンプをする企画をしていて、大学時代、そこにボランティアとして携わっていました。その中で私が一番仲良くなったのが、イラクから来た、同世代の青年でした。

2007 年当時は、イラク戦争後の混乱の收拾がつかなくて、都市によっては、戦争直後よりも治安が悪化していました。彼は、イラク第 2 の都市モスルの出身で、治安が悪化してきたので、当時は治安が安定していた隣国のシリアに安全を求めて逃れるという連絡

が来ました。私も、シリアであれば、当時はたくさんの観光客も来ているし、会いに行けるとあって、現地に赴いたのが、シリアやイラクとの出会いでした。

ところが、安全を求めて逃れたはずのシリアが、2011年から戦争状態に陥って、もうシリアには入れないということで、彼はイラクのモスルに戻りました。でも、そのわずか3年後の2014年には、今度は過激派勢力の「イスラム国」がモスルに攻めてきて占領して、彼は着の身着のまま逃げて、今ではイラクの北部の違う町にいます。

その彼が言ったことで印象的だったのが、「菜津紀、知っているか。戦争が始まってしまえば、自分たちはチェスの駒になっていく。チェスは、駒ばかりが傷ついていって、動かす人間は絶対に傷つかないんだ」ということでした。まさに、その言葉通りのことが、起き続けているわけですね。でも彼らの誰一人としてチェスの駒ではないので、血の通った人間の話伝えなければいけないと感じます。

—— そういう中東の厳しい状況と、日本の社会とは、かなりギャップがあるのかなと思います。そういうことを日本に伝えていく上でお感じになることはありますか。

中東地域で起きていることは、遠い国の問題と捉えられがちですが、日本の中にも、いろいろな紛争や迫害から命からがら逃れてきて難民申請をしている人がいます。私たちのすぐ隣にそういう人たちがいるということも伝えるように心がけていますが、日本の難民申請に対する窓口はあまりにも狭いし、現地の感覚と日本の難民申請制度の乖離も感じます。

私が取材したシリア難民のケースは、難民認定されずに裁判までしましたけれども、裁判所の判断としては、あなたがデモに参加したのは分かったけれども、あなたが迫害を受けたという客観的な証拠がないということでした。

客観的な証拠というのは、逮捕状や起訴状を指すと思いますが、現地で取材をしてみると、突然何の理由もなく拘束をされて刑務所で拷問を受けたという話を、いろいろなところで聞きます。自分の親族が突然連行されて、遺体で帰ってきたという話もあります。逮捕状とか起訴状がなく、闇に葬られてしまうような連行があるわけです。そういう闇に葬られがちな迫害こそ、難民の方々が恐れて、逃れてきた出来事のは

ずですよ。それは現地にいれば感じることなんですけれども、日本では、客観的な証拠はないですねと、その人が証明できるはずのない証明を課していく。このギャップを、現地の声を伝えることによって、多くの人たちに気がついてほしいです。

—— 東日本大震災についても取材をされて、いろいろな発信をされていますね。

東日本大震災当時、岩手県の陸前高田市に夫の両親が暮らしていました。県立病院に勤めていた義父は、病院の4階で首まで津波につかりながらも一命を取り留めましたが、義母は、残念ながら津波に巻き込まれて亡くなりました。最初は、そういう家族の縁で通い始めました。

中東と日本をつなぐヒントをいただいたのも、実は陸前高田でした。陸前高田の仮設住宅で、ある時、私が、シリアの避難生活で凍死してしまう子どもたちの話をしました。そうしたら、まだ避難生活を送っている方々が、仮設住宅中に呼びかけて、お子さん、お孫さんが大きくなって使わなくなった服を、「シリアの人たちが無事に冬越えできますように」と段ボール10箱分以上集めてくださりました。

仮設住宅の自治会長は、「自分たちは世界中からの支援で、少しずつ日常を取り戻してきたから、今回はその恩返しというよりも、恩送りをしたいんだ」と話してくださいました。

紛争とか貧困問題に対する国際協力というと、何かをしてあげるというふうになら下目線で語られがちですけど、自分たちが受けたサポートを今度は誰かに送っていくという、恩送りの連鎖なんだということをごく自然にやってくださったのが陸前高田の仮設住宅の方々でした。

—— 東日本大震災の時は、逆に、日本にいる難民の方々が被災地に行ってボランティアをしたということも、報道されていましたね。

ありましたね。難民の方々も当事者の意識を持って陸前高田にも来てくださっていたというのを後から知りました。いろいろな境界線を越えて手を携えるという経験を、私たちはあそこで積んだのかなと思います。

—— 安田さんは、難民問題や貧困問題以外にも、様々な社会的な課題について発信をされていますが、特に今関心の高い社会的な課題についてお聞かせいただけますか。

今特に取材で携わっているのが、ヘイトスピーチの問題です。

私の父は在日コリアンでしたが、私が中学2年生の時に父が亡くなるまで、私は全くそのことを知らず、父にどんな親族がいるのかも知らないまま育ちました。カンボジアに行くことになり、パスポートの申請のために戸籍を取って、父の欄に韓国籍と記載されているのを見て、びっくりしました。

私には13歳年上の異母兄がいて、兄の母は私が生まれる前に亡くなったのですが、父と兄の母は未婚で、父は兄のことを認知していませんでした。戸籍を見たときはなぜと思いました。

でも、どうして父が自分のルーツを隠していたのかを調べていくと、1985年に改正された国籍法の問題に当たるんです。私は、1987年生まれなので、生まれた時に届出をして日本国籍ですが、兄が生まれた当時は、父親の国籍になる時代でした。父は、兄が韓国籍の子どもとして生まれるのか、未婚の子として生まれるのかの選択をしなければならなかったんですね。未婚の子だと、就職差別も問題になったと思います。それでも、両者を天秤にかけた時に、父は、より幸せに生きるためには日本国籍で生まれた方がいいと考えたということです。

—— 重い選択ですね。

子どものために愛情を持ってきた父が、なぜ自分の出自を隠そうとしたんだろう、どうして兄が韓国籍として生まれるという選択をできなかったんだろうと考えたときに、ヘイトスピーチの問題にいき当たりました。

京都朝鮮学校が2009年に在特会に襲撃された件では、生きるに値しないかのような言葉が学校関係者や子どもたちに投げつけられました。3回の襲撃の後に彼らが矛先を向けたのは、在日コリアンの高齢者施設でした。子どもたちの次は高齢者、より声を上げにくい人たちにエスカレートして矛先が向きました。

当時浮き彫りになったのが、彼らを法的に守れる体制が日本の中では脆弱だということでした。朝鮮学校への襲撃に関しては名誉棄損というのが難しく、侮辱罪になりました。でもああいう言葉向け

れた人たちにとっては、ただの悪口のレベルを超えていて、自分たちの存在意義を根底から揺るがし、魂を傷つけられ、強迫の言葉もたくさんあったので、直接的な脅威になったわけです。

川崎市で導入されたヘイトスピーチ禁止条例はこれから試行錯誤を経てブラッシュアップをされていくと思いますが、現に言葉のナイフを突き付けられている人たちを守る何かしらの法的な仕組みは必要だと思います。

ただ、法律単独で守るだけではなく、例えば在日コリアンがどうして日本に暮らしているのかという歴史教育や、人権を守って何だろうという人権教育を徹底して、どうしてそういう法体制が必要なのかを理解するための土台づくりも行っていかなければならないと感じます。

—— 司法的救済という点では弁護士の役割もあると思いますが、司法とか弁護士の在り方について感じていらっしゃることはありますか。

ヘイトスピーチの問題や入管をめぐる人権侵害の問題で深く携わっている弁護士さんたちが日々奔走する姿を見てきましたが、被収容者の方々やヘイトスピーチの矛先を向けられる方々は、必ずしも資金が潤沢にあるわけではないですね。社会的にとっても大切な問題のはずなのに、問題を抱えている当事者の方々、あるいはそれを弁護する弁護士さんたちを支える仕組みは、日本ではまだまだ不十分だなと感じます。

日本でもようやくCALL4が公共訴訟のためのプラットフォームを作りましたが、やっぱり弁護士さんたちが時間と身を削って公共訴訟をやらなければならないというのは不健全だと思います。なぜかという、密室で虐待を受けているのを社会が許しているのかとか、ヘイトスピーチは誰しもが被害者になったり加害者になったりする可能性があるというふうに、個別の訴訟も広く社会の問題なわけですね。

公共訴訟に限らずもっと広い形で支えるようなプラットフォームができてもいいのかもしれないですし、その基盤づくりが必要だと感じます。

—— 安田さんは、NPO法人Dialogue for People (D4P)という団体を立ち上げて活動されていますけれども、この団体についてご紹介いただけますか。

D4Pは、2019年10月にNPO法人として正式にスタートしました。

活動としては、私たちの取材、発信活動がメインで、国内外でいろいろな取材をしながら自分たちのサイトで記事を発信しています。あとは、次世代の発信者が育っていけるような場をつくるために、「東北スタディツアー」といって高校生を対象に東北と一緒に巡って取材をする企画や、「友情のレポーター」という私が初めてカンボジアに行った事業を国境なき子どもたちと共同で行うことも、重要な事業の一つです。

私たちの活動は、サポーターの方々のご寄付によって成り立っていますが、寄付とかサポートを通して、私たちが伝えている問題に対してより心の距離を縮めてほしいと考えています。

—— コロナ禍での状況について、お感じになっていることはありますか。

このコロナ禍で、感染予防という名目で排除がなされていると感じます。街角のお店が「ジャパニーズオンリー」という札を掲げてしまうことに始まり、留学生たちへの給付金に成績要件が入った問題もありました。奨学金ではなく、命を守るためのお金に数字で線引きをする妥当性はないと思います。コロナ禍で不安や恐怖に駆られる状況はありますが、それは差別や排除をしていいという免罪符にはなりません。

でも、政府の側から医療者に対する差別をやめてくださいとか、感染者に対する差別はよくないという発信はあったけれども、多様なルーツの人たちに対する差別が起きているという発信はとても少なかった。むしろ、さいたま市がマスクの配布先から朝鮮学校を除外したり、仮放免の人たちを給付金の対象外にしたりということ、公の機関が排除を率先してやってしまったところがあって、そうすると市民の中で起きている排除や差別にお墨付きを与えてしまうんですよ。政府が取るべき対応は、人権の面から見ても、感染予防の面から見ても、そういう排除ではなかったはずだと感じます。

—— 今後の夢をお聞かせいただけますか。

私の大きな夢は、この社会で自分のルーツを理不尽に隠さなければならないことがなく、どんなルーツを持っていようと、どんなセクシャリティの人であろう


Dialogue for People

平和な世界を目指して
境界線を越えた

佐藤慧・安田菜津紀が役員を務めるNPO法人 Dialogue for People
では、伝える活動を通じてさまざまな社会課題に光をあて、共に生きていくための「対話」をうみだすきっかけを創出します。

ウェブサイト・SNS・YouTubeにて情報発信中！

Dialogue for People

検索






<https://d4p.world>

とも、自然とその場にいられる状況を築いていきたいということです。

私が幼い頃に父に絵本を読んでとお願いしたときに、父は文字をすらすら読めませんでした。それは在日コリアンだからというだけではなく、教育が十分に受けられなかったという背景があったようですが、幼い私にはそれが分からなかった。父の背景やルーツを全然知らなかったのも、「もうお父さんに絵本を読んでもらわなくていい、お父さん日本人じゃないみたい」と怒ってしまったことがありました。それがどんなに残酷な言葉だったのかを、当時の私は知りませんでした。彼のルーツを知って、今だったら、絵本の読み聞かせをしてもらって、しどろもどろの日本語でも、これが父の言葉だと喜んで受け入れるのにとすごく後悔をしています。

だから、父のように家族にさえ自分のルーツを隠さなければならないような状況を変えて、お互いがどんなルーツを持っていようとリスpektし合えるような社会を目指して、取材と発信活動を続けていきたいと思っています。

プロフィール やすだ・なつき

1987年神奈川県生まれ。NPO法人Dialogue for People（ダイアログフォーピープル/D4P）所属フォトジャーナリスト。同団体の副代表。16歳のとき、「国境なき子どもたち」友情のレポーターとしてカンボジアで貧困にさらされる子どもたちを取材。現在、東南アジア、中東、アフリカ、日本国内で難民や貧困、災害の取材を進める。東日本大震災以降は陸前高田市を中心に、被災地を記録し続けている。著書に『写真で伝える仕事—世界の子もたちと向き合って—』（日本写真企画）、他。上智大学卒。現在、TBSテレビ『サンデーモーニング』にコメンテーターとして出演中。

第35回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

総務委員会委員長 石黒 美幸 (43期)

当会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄一橋大学特任教授）は、2020年度の人権賞受賞者を決定し、昨年11月30日に司法記者クラブで発表した。受賞式は、本年度は新年式が中止になったことから、2021年1月12日開催の常議員会で行われる予定である。受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略・50音順）。

◎崔 江以子

崔江以子（チェ・カンイヂャ）氏は、在日コリアンが多数暮らす川崎市桜本地区で在日三世として育ち、多文化共生の町づくりを目的として設置された「川崎市ふれあい館」（運営：社会福祉法人青丘社）に長年勤務してきた。

川崎市では、2013年頃からヘイトスピーチデモが頻発し、崔氏もヘイトスピーチを目のあたりにして、個人の尊厳を傷つけられた。

崔氏は、日本社会の差別に長年直面し苦しんできた高齢の在日コリアン一世や子どもたちをヘイトスピーチから守ろうと、自分の名前を公けにして様々な諸活動を先頭に立ち行ってきた。2016年1月に、川崎市での市民団体「『ヘイトスピーチを許さない』かわさき市民ネットワーク」立ち上げにも加わった。

2016年3月には参議院法務委員会において参考人としてヘイトデモによる具体的被害の意見陳述を行い、同年6月に成立した、日本で初めての反人種差別法であるヘイトスピーチ解消法（「本邦外出身者に対する不当な差

別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）に結実した。

同法施行後も、2016年6月のヘイトデモ禁止の仮処分決定や同年8月のヘイトデモ主催者に対する法務省の勧告などを勝ち取った。

また、同法を実効化し、実際に差別を止めるために、川崎市におけるヘイトスピーチ目的の公共施設の利用制限に関するガイドライン作成及び各地での反差別条例制定に取り組んだ。その反差別条例制定の支援活動は、2018年の東京都人権条例及び国立市人権条例などの制定にも繋がり、2019年12月には川崎市「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に結実した。川崎市の同条例は、日本で初めてヘイトスピーチに刑事罰を科すもので画期的なものである。

崔氏がネットなどでの差別的攻撃を受け続けながらも、声を上げ続けている反差別の活動は擁護されるべきであり、その献身的な諸活動と成果は東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

◎濱田 正晴

濱田正晴氏は、オリンパス株式会社に勤務していた2007年に、上司が短期間の間に複数の取引先社員を不正に中途採用しようとしていることを知り、社内のコンプライアンス室に内部通報を行った。

同室の室長は、濱田氏が通報した内容を濱田氏の上司

や人事部長に伝えた。その後、人事異動が行われ、濱田氏は、当面事業化の見込みが無く規模も縮小していた部門へ配転された。さらに、達成不可能な業務目標の設定、部外者との接触禁止、著しく低い人事評価、面談時におけるパワーハラスメントなど、濱田氏の人格権を侵害するような組織的行為が長期間行われた。

濱田氏は、このような孤立無援の中で、オリンパス株式会社と上司に対し、配転無効と損害賠償請求の訴えを提起し、2012年に最高裁で勝訴判決を勝ち取った。しかし、同社が濱田氏の権利回復措置を取らなかったことから、その後に権利回復や名誉回復を求める訴訟を提起し、2016年に東京地裁で勝訴的和解に至っている。現在（2020年11月30日現在）、濱田氏は、同社人事部門スーパーバイザーの職位にて、海外赴任予定社員等に対するグローバル教育実施の主査として尽力している。

これまで、濱田氏は、公益通報者保護法の抜本的改革を目指して「公益通報者が守られる社会を！ネットワーク」を立ち上げ、同社に属しながら裁判で闘った経験をブログに継続的に掲載するなどして積極的に情報発信に努めてきた。これらは、公益通報者保護法改正への機運を高め、公益通報の関係で悩む国民に勇気と励ましを与えた。

また、「市民のための公益通報者保護法抜本的改正を求める全国連絡会」の設立にも関与し、国会議員への要請活動も行い、2020年には参議院で参考人として法改正に関わる陳述を行った。

2020年6月に改正公益通報者保護法が成立し、濱田氏が一貫して訴えて来た、通報者情報の守秘義務違反抑止のための刑事罰追加が盛り込まれた。

これらの諸活動と成果は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

◎北洋建設株式会社

（代表取締役 小澤 輝真）

北洋建設株式会社は、本店所在地を札幌に構え、1974年に設立された建設業を目的とした株式会社であるが、前身の工務店を1973年に創業して以降、長年にわたり刑務所の出所者を積極的に雇用してきた。その採用人数は累計で600名を超え、現在、従業員は60名ほどの規模だが、その3分の1は出所者である。障害者等も積極的に受け入れている。

新たな犯罪被害者を生み出さないためにも、再犯防止は重要であるが、同社は全国の刑務所から出所者を受け入れて仕事の機会を与え、衣食住の生活基盤を提供している。また、少年の補導委託も受けている。

創業者のご子息である小澤輝真氏は、1993年に同社に入社し、2014年には代表取締役に就任した。進行性の難病である「脊髄小脳変性症」を発症しており、余命宣告されながらも、協力雇用主への登録や日本財団の行う職親プロジェクトへの関与、出所者支援のための法務省へのロビーイングなど熱意をもって取り組んでいる。全国の弁護士からの支援依頼も受け付けており、被告人の雇用を確約する旨の陳述書を作成し、法廷に証拠として提出している。小澤氏は、徐々に手足の自由もきかなくなり、車椅子の生活であるが、出所後に就職を希望している受刑者がいれば、面接のために全国の刑務所を回る等の活動を積極的に行っている。

このような出所者等の就労支援や、更生保護を活性化するための全国的な働きかけは、出所者等の自立・更生を支えるだけでなく、再犯防止につながるもので、極めて重要な人権活動と評価されるべきであり、東京弁護士会の人権賞の受賞に相応しい。

裁判所との協議

副会長 箭内 隆道 (53 期)

主な担当業務：新進会員、研修、業務妨害、法教育、国際、男女共同参画、民事介入暴力、紛争解決、労働法制、三会医療、関弁連



副会長は「会長を補佐する」役職ですが（会則45条）、対外的な場には自分も会の代表との意識で勿論臨んでいます。ちなみに就任当初はコロナ情勢下でとにかく免疫力が落ちないようにと必要以上に食べていましたが、こんな姿ではいかんと後半はかなり減量もし、当会の顔と見られても恥ずかしくない所作も心がけております。

そういう見た目等の問題はともかく、これまで当会の対外的な活動に関与した状況について、内容の報告を含めて雑感を記させていただきます。

三会理事者会

原則として毎月1回、東京三会の会長副会長が三会で共有すべき課題を日弁連と関弁連も交えて協議します。今年度はコロナ対策が中心でしたが、裁判所対応（期日再開の申入れ、会員の声をいかに届けるか等）もこの席で継続的に協議していました。

司法協議会

東京管内の裁判所及び検察庁と東京三会及び関弁連が裁判運営上の課題等について協議する場で、本年度は第一回が10月、第二回はこの1月に予定されています。緊急事態宣言下での期日取消しやその後の事件の滞留等の問題についてここでも正面から意見交換しました。判決期日や和解期日も取消した裁判所の当時の考え方に対しても、弁護士会側から建設的な意見を述べたことで、「おそらく次にはそういうことにはならないだろう」と受け止められる回答を裁判所側から得られたなど、実のある協議ができたものと認識しています。

関東弁護士会連合会関係

担当副会長1名は同会の常務理事も兼務する慣行ですが、関弁連としての活動のみならず、三会理事者会の意義と同様に他の単位会と意見交換する場、更には他の全国の弁連を交えて情報交換する場として、関弁連の存在意義は大きいのだと実感しています。

上述の続きで裁判所対応の話をする、東京管内の裁判所及び検察庁と関弁連との協議会（法曹連絡協議会）がこの12月に行われ、その席でも再び緊急事態宣言がなされた場合の裁判期日の持ち方等に関わる協議が行われました。弁護士サイドとしては裁判所の業務継続計画の問題として組織的な協議もしたかったのですが、裁判所からは詰まるところ期日指定は司法行政というより各裁判体の判断の問題であるとの理解が示され、そうすると、今後、弁護士会というより個々の弁護士が、事件の性質や具体的事情を元に期日維持について各裁判所と粘り強く交渉することが重要ということになり得ます。この点は心に留めていただけたらと思います。

また、近畿弁護士会連合会は11月に人権擁護大会をリアル開催され、私も来賓扱いで出席させていただきましたが、そういう儀礼的な意味合い以上に近畿の弁護士の方々の（今回は刑事弁護に関する）具体的な組織的取組みの工夫を知ることができたことが有意義でした。

他の単位会との交流

今年度は現時点までに大阪弁護士会との懇談会に臨みました。大阪では女性副会長クォータ制導入に関し、当会より一足早く検討を開始しており、あるいは広報についても興味深い取組みをされていて、当会にも大いに参考になりました。それなりに懇親もでき大阪の方と親しくもなれ個人的に嬉しい機会でもありました。

その他

紙幅が尽きましたが、当会の幅広い活動を会員の皆さまに知っていただきたい気持ちは尽きません。国際団体・東京都・諸企業・他士業などと当会の関わりについて、私個人のSNS等でも適宜ご紹介していますが、これからもできる限りの情報紹介に努めていきたいと思っています。お気軽にお声がけください。

2020年10月19日開催 東京家庭裁判所委員会報告

第1テーマ「成年後見制度の利用促進に向けた取組状況について」

第2テーマ「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関する東京家庭裁判所の対応等について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 芹澤 眞澄 (43 期)

2020年10月19日に開催された家庭裁判所委員会について報告いたします。

1 当日は、第1テーマについて東京家庭裁判所後見センターの裁判官から、第2テーマについて東京家庭裁判所事務局からそれぞれご説明があり、1時間半を超える充実した委員会でした。

2 第1テーマについて

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき策定された成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）は、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすいとの調和を柱としています。

まず、東京家庭裁判所（以下「家裁」という）本庁での後見等開始及び任意後見監督人選任の合計新受件数（概数）が、2012年は合計3,640件、2019年は合計3,196件と減少傾向にあることから、潜在的な人数に対して制度の利用者が少ないことやこれから制度を利用しようとする人が減っている傾向がうかがわれるとのお話がありました。

次に、基本計画に関する家裁の取組の紹介がありました。家裁は東京都社会福祉協議会が推進する「地域と家庭裁判所の連携による成年後見制度の新たな選任・利用支援のしくみ」（以下「しくみ」という）を後押ししてきたこと、しくみは、利用者の意思決定支援（自己決定）と身上保護を重視した後見業務の実現のために、適切な後見人等の選任の支援、選任後の後見人等の支援に取り組み、都民が必要な時に安心して利用できる成年後見制度の確立をめざすことを趣旨としており、家裁はしくみによる取組を実施する区市町村等と連携し、本人情報シートの提出を受け、本人のニーズ・課題を踏まえた後見人等の属性（親族、専門職等）等を検討し適切な選任を行う、選任後においても関係機関と協力して後見人等へのサポートを継続して行うということでした。また、家裁本庁・後見センターは各専門職団体との非公式協議会等の主催、自治

体主催の連絡会等への参加、裁判官等による自治体・推進機関への視察等を行い、さらに後見人等の選任のあり方及び報酬付与基準の体系変更の検討も進めているとのことでした。課題として「地域との連携深化」と「感染症対策との活動両立」があげられました。2019年時点で約18,600人の本人の事件につき裁判官3人を含む総勢約70～80人の体制で対応する多忙な中で、さまざまな取組をされてきたことに敬服いたしました。

質問は多くが法曹以外の委員から出され関心の高さを感じました。(1)基本計画との関係で何が問題で解決をどうするのか(2)後見人等の報酬と新受件数減少の関係はあるか、との質問に(1)成年後見制度の運用が裁判所に全てかかるということではなく、家裁は地域の機関と連携することなどを通じて適切な運用をしていく(2)関係の有無はわからないが利用者に納得してもらう観点から報酬基準の検討をしているなどの回答がありました。

3 第2テーマについて

HPに掲載されている令和2年5月28日付「裁判所利用の皆様へ」と題する家裁の通知等を資料として説明がありました。弁護士の委員からの質問に対し、電話会議システムは柔軟に利用しており2020年3月以降家裁本庁に44台（立川支部を含めると合計61台）のハンズフリーホンが新たに導入された、IT化は地裁の状況をみながらの検討課題であるとの回答がありました。そのほか、感染拡大防止と事件処理の両立には、検温器の準備、調停室の感染防止策の強化など更なる体制・設備の充実が必要ではないかとの意見も出ました。

4 次回は2021年2月1日「少年事件における被害者配慮制度」がテーマです。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会では取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207

令和2年度 新型コロナ感染拡大下での常議員会

常議員会議長 古川 史高 (35 期)



1 令和2年度の第1回常議員会が、4月7日、弁護士会館2階のクレオにおいて、「リアル」で開催された。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、多くの人が集まる会合・会議は、そのほとんどが中止や延期となり、しかも、同日に、緊急事態宣言が発令されるという社会情勢の中で、開催の必要性・重要性から、本年度理事者の決断で、「クレオにおけるリアル会議」として開催されることとなった。常議員は全員マスクを着用の上、各常議員席は、いわゆる「ソーシャルディスタンス」が取れるように配置され、入り口ドアは開放されたまま、発言後は使用マイクの消毒を行うなど、感染予防が徹底されての開催であった。会議の冒頭、私が議長に、大森夏織会員が副議長に選任されたが、こちらも、マスクをしたままでの少し息苦しい議事進行となった。

2 第1回の会議が開催されたことにより、本年度の各委員会の委員の選出が行われ、各委員会が無事にスタートすることができたこととなった。本年度の常議員会でも、弁護士会に関わる様々な議案が審議されているが、前年度からの継続となった、「死刑廃止」に関連する議題では、賛成・反対それぞれの立場からの厳しい議論がされた。また、日弁連総会での執行部提案予定の議題の一つが、当会では否決されることもあり、ほかにも、常議員の厳しい質問や意見のため、理事者が、議案の修正や継続審議をやむなくされたこともあった。

3 第1回から11月の第7回まで、臨時を含めて9回の常議員会がすべて、「リアル」で開催されたが、毎回7割ほどの常議員が出席され、熱心に討議をされていた。若い会員が多い常議員会ではあるが、さらに活発な議論ができるように進行に努めたい。

常議員会副議長を経験して

常議員会副議長 大森 夏織 (44 期)



諸般の事情から急遽三度目の常議員となり、副議長を仰せつけられました。これまで日弁連臨時総会や弁政連定期総会の副議長を拝命したときも、傍らで議長職の重責に感じ入るばかりでしたが、今回も、たいしてお役にたつことなく、古川史高議長の熟慮に裏付けられた鮮やかな議事遂行を横で拝見するにとどまっております。

常議員会はいわば国における国会であり、弁護士自治を支えるとても大事な意思決定機関です。とはいえ、事前に議題資料に目を通し、月に1回ないし2回、会派の常議員団会議や午後の時間を費やす常議員会に出席しなければならないわけで、日々忙しいなかで常議員への就任を躊躇されたり、そもそもあまり関心のない会員の方も多いと思います。しかし、一度常議員を経験されると、「弁護士自治」の維持のためにどれほど多くの議題を審議しなければならないか、

ひとりひとりの会員、職員さん、委員会、執行部などいかに多くの知恵と努力が結集されているか、自身の会費がどのように使われているか、あらためて実感できると思います。ぜひ若手のかたがたなど常議員を経験いただき、さらにはさまざまな質問や意見を述べていただければ、大事な意思決定の場が実りと活気あるものになります。

そうはいっても、今年度、新型コロナウイルス禍というイレギュラーな常議員会で、従来は自分の手元にマイクがあったのに今年は席を離れてスタンドマイクの位置まで移動する必要があるなど、とりわけ若い方などは意見表明に勇気がある環境であったかと思います（初回の自己紹介もマイクを回せないということで省かれました）。そういうなかで堂々と発言される若手のかたがたなどに感心し、ありがたかったです。

任期残り僅かですが、どうぞよろしくお願いいたします。

本当に「監事室」の話をしますと

監事 豊崎 寿昌 (48期)



「監事室から」というタイトルを真に受けて文字通り「監事室」の話をしますが、会員の皆様は会館内で「監事室」がどこにあるかご存じでしょうか（何を隠そう、私も就任まで知りませんでした）。東弁監事室は会館6階に独立した部屋が確保されています。たった2名の監事のために厚遇です。しかし入口にはなぜか「監事室」ではなく「ミーティングルーム」（だっけ？）と書いてあり、部屋の空きスペースは時期に応じて未整理の会務関係の記録置き場として占拠活用されています。年度途中にはようやく遂に無線LANが接続できるようになりました。特筆すべきは非常に空調が貧弱エコであり、夏は蒸し暑さ、冬は肌寒さという日本の四季が十二分に体感できる仕様となっています。おっと誰か来たようだ………この話はここまでにしましょう。

さて、LIBRAの、しかもこんなつまらない記事まで目を通していただける東弁リテラシーの高い読者の方には釈迦に説法ですが、当会の財政は持続可能性に疑問符がつくというピンチを迎えています。意図せずしてそのような時期に監事の任についたわけですが、厳しい財政状況下で既に財政改革実現ワーキンググループが立ち上がり（もちろん監事も参加しています）、喫緊の課題である会費値下げと財政健全化の両立について精力的な検討を行っていることから、監事単体としてはこのWGとは重複しない分野を中心に、会財政の健全化に資する指摘や提言を行いたいと考えているところですが、会員の皆様におかれまして是非会財政についての忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

ペーパーレス化

監事 鈴木 敦士 (51期)



当会の財政を健全化する必要があるとして、事業費の削減、法律相談センター、公設事務所などの経費削減など様々な取り組みがされている。弁護士会の活動は、多くの会員の献身的な協力の上に成り立っている。活動の中核部分を占めるその労力については、弁護士会は基本的に対価を払っておらず、種々の実費を負担しているに過ぎない。熱心に活動している会員からすると何でそのくらい出せないのかという気持ちになるのもよくわかる。様々な人権活動について縮小させることは避けたいと個人的には思っている。

そこで、事務を効率化することによる経費削減ができないかということが検討されてきた。そのような観点で見ると、OAシステム、会館会計など検討しなければならないこと

が多いが、着実に進んでいるのがペーパーレス化である。LIBRAも紙媒体の郵送からPDFのダウンロードに切り替えることができる。個人的には紙に埋もれて生活しており、紙媒体の方が電車など空き時間に閲覧しやすいじゃないか、そもそも、書き込みができないじゃないか、など不満はある。しかし、まず監事が取り組まなくてどうするというところで、思い切ってペーパーレスに切り替えた。スマホでは見にくいのでタブレットを購入し、LIBRAを閲覧するようにした。ペーパーレス化をするメリットとしては、資料整理が容易であることや、拡大して見るのが容易であるということがある。裁判IT化も始まることであるので、紙で読んでいる会員の皆さんもペーパーレスへの切り替えをお願いしたい。



新型コロナウイルスのもとで~わたしはこう過ぎてきました・こう過ぎていきます~

〈vol.5〉

コロナな日々

会員 坂 仁根 (70 期)

私の「コロナな日々」は、3月のとある休日に始まった。横浜市郊外の広い幹線道路沿いをジョギングしてたら、コンビニ袋をぶら下げ3日くらい着替えていないようなおじいさんが正面からやって来た。距離が狭まると、いきなり私を睨みつけ、犬でも相手にするように「しっし」と手で追い払うようなしぐさをする。気が付くと、ポケットのマスクを着け忘れていた。「マスクをせねば人にあらず」を実感した最初の日だった。

4月、ゴールデンウィークの家族旅行のため一か月前の発売開始に合わせ、早朝からみどりの窓口に並んだ。狙うは伊豆・下田行き豪華特急列車「サフィール踊り子号」6人個室グリーン席。並んだ甲斐あり見事にゲット！2週間後、予約していた下田の宿から電話があった。「コロナで当分休館します」。プラチナチケットは藻屑と消えた。

5月、遊びに行けないので、連休中もずっと一人事務所で仕事をしていた。連休最終日の6日、夕方から雷鳴とどろく大雨になった。神田駅前に行ってみると、午後6時というのに飲み屋は軒並み閉まっている。一軒、立ち飲み屋風のカウンター居酒屋が開いていた。入ると店員の女性が「食べ物は何詰

だけですが」と聞く。地獄に仏か女神様か、もちろんOK。ほかに客はいない。缶詰3個に酒を3杯頼んだら、お会計はなんと6千円。どう考えても普段の2倍だ。二度と入ってやるもんか。

連休明け、飲み屋もやってないし、ということで、修習同期10人くらいでZoom飲み会をやった。時間制限がないので「宴会」は日付が変わるまで延々続く。翌日二日酔いになった。

6月、京王高尾山口駅に直結の温泉「極楽湯」が再開したというので、高尾山に登った。目指すは「三密の道」の「苦抜け門」(写真)。時節がら観光名所になってるかと思ったら、人っ子一人いない。門をくぐってはみたが、今に至るまで、何もご利益の実感がない。3年目に入っても「苦」だらけの弁護士生活と同じか、と悠長に構えてもいられない。「苦抜け」の日は待ち遠しい。



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第108回 日本学術会議会員の任命拒否問題と立憲主義の危機

憲法問題対策センター事務局長 津田 二郎 (57 期)

2020年8月末の安倍前首相の退陣表明を受けて、9月、菅義偉首相が誕生しました。ところが菅首相が、2020年10月、日本学術会議の新会員について、同会議が推薦した105名の候補のうち6名の任命を拒否したことが明らかになりました。菅首相の任命拒否が「学問の自由」を侵すのではないかが問題です。

1 同会議の会員は公務員（国家公務員法2条3項12号の2）だから内閣総理大臣に任命権があるのは当然、という意見があります。

しかし、同会議は、政府から独立して職務を行う特別の機関として設立された（日本学術会議法3条）、我が国の科学者を内外に代表する機関です*1。この独立性の背景に学問の自由（憲法23条）があります。憲法があえて学問の自由を明文で保障したのは、明治憲法下において国家権力が不都合な大学人事や学術研究に介入し、健全な批判さえ抑圧し、国策の誤りを正す機会を失った歴史を踏まえたものです。樋口陽一東大名誉教授は、内心の自由や表現の自由のほかに学問の自由があることの意義は、研究者の人事、大学の施設や学生の管理について大学の自治を認めた点だとします*2。この趣旨は大学など高等研究教育機関だけでなく学術機関・研究者集団一般にも妥当するでしょう。

2 任命権が法定されている以上、裁量もまた任命権者にあってしかるべきとの意見もあります。

しかし、同会議の会員は同会議の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命するとされています（日本学術会議法7条2項）。会員の選出方法が、1983年に推薦方式に変更された際の国会審議では、同会議が諮問機関とは異なること、内閣総理大臣の任命は形式

的なものであることが明確にされ、その旨を中曽根首相（当時）が答弁しました*3。内閣総理大臣が会員の任命をする際には、同会議側の推薦に基づくという法の趣旨を踏まえる旨の参議院の附帯決議があります*4。また、2004年の国会審議でも、同会議の独立性が担保されていることが再三強調され、政府及び同会議に対して独立性を保つことに特段の配慮を求める衆参両議院の附帯決議がありました*5*6。

そもそも「優れた研究又は業績」が求められる会員候補者の適格性（同法17条）は専門的な判断によるほかに、内閣総理大臣がよくなしうることではありません。すると会員候補者として推薦された者の任命について内閣総理大臣は、推薦された者をそのまま任命すべきです。

3 さらに、会員に任命されなくとも自由に学問を追求できるから、学問の自由は侵害されていない、との意見もあります。

「滝川事件」は、京都大学における人事に国が介入した事件でした。研究を直接禁止されなくとも、研究者の人事に国の介入が認められると、研究者を萎縮させ、あるいは、研究テーマなどにつき付度させることにもなりかねません。自由な学術研究をするための前提として研究機関の自治が確保される必要があるので、学問の自由が侵害されているのです。

4 なお10月2日に本件の報道があった後、会員の候補者の任命にあたって首相官邸が2016年以降度々干渉していた事実が報道されています*7。こうした政治の学問に対する干渉を繰り返すことは許されません。わが国で立憲主義が守られるかどうかを試されています。

*1：「日本学術会議の歴史と沿革」<http://www.scj.go.jp/ja/scj/print/pdf/p70kinen.pdf> 英国「王立協会」や米国科学アカデミーの日本版と言える。

*2：樋口陽一「憲法 第三版」（創文社、2007年）246頁

*3：参議院議事録（昭和58年5月12日）34頁 <https://kokkai.ndl.go.jp/minutes/api/v1/detailPDF/img/109815077X00819830512>

*4：参議院議事録（昭和58年11月24日）附帯決議27頁 <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/dispPDF?minId=110015077X00219831124>

*5：衆議院議事録（平成16年3月23日）附帯決議14頁 <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/dispPDF?minId=115905124X00720040323>

*6：参議院議事録（平成16年4月6日）附帯決議24～25頁 <https://kokkai.ndl.go.jp/simple/dispPDF?minId=115915104X00820040406>

*7：2020年10月8日付東京新聞「国論二分する政策に学術界から批判受け人事に関与始める？＜学術会議任命拒否＞」など

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第91回 神戸地判令和2年3月13日（東リ事件／労働判例1223号27頁）

いわゆる偽装請負への該当性を否定し、派遣法40条の6による労働契約申込みみなし制度の適用を否定した事例

労働法制特別委員会研修員 土田 岳永（72期）



第1 事案の概要

- 1 被告は床材、床敷物の製造販売等を目的とする株式会社であり、被告のD工場では巾木工程（巾木の製造及び検査）と化成品工程（床材の接着剤の製造）を含む、多くの工程があった。
- 2 X社は、巾木、床材の製造の請負業務等を目的とする特例有限会社であり、被告は、X社との間で、巾木製造・加工に関し業務請負基本契約を締結し（以下「本件業務請負契約1」という）、これを継続していた。また、被告は、X社との間で、接着剤製造・加工に関し業務請負基本契約を締結し（以下「本件業務請負契約2」という）、これを継続していた。
- 3 原告ら（A1～A5）はX社に入社し、D工場内において、巾木工程または化成品工程に従事していた。

X社は、本件業務請負契約1について、平成29年2月28日をもって終了させることとし、同年3月1日、被告との間で、派遣先をD工場、業務内容を巾木工程製造作業、派遣期間を同日から同月30日までとする労働者派遣個別契約を締結し、A1～A4を含む12名を巾木工程に派遣した。

一方、本件業務請負契約2は、同月31日まで継続し、同日で終了した。これに伴い、原告らは、X社から、同月30日限りで整理解雇された。

- 4 原告らは、被告に対し、本件業務請負契約1・2が労働者派遣法40条の6第1項5号に該当するとして、被告からの直接雇用の申込みを承諾すると意思表示をしたことをもって、原告らと被告との間に各労働契約が存在することの確認等を求めた。

第2 争点

- 1 巾木工程及び化成品工程は、遅くとも平成29年

3月頃には偽装請負等の状態にあったか（争点1）

- 2 被告には偽装請負等の目的があったか（争点2）

第3 判決要旨

請求棄却（偽装請負否定、派遣法40条の6第1項5号該当性否定）

1 判断基準

労働者派遣及び請負における雇用関係を説明した上で、「請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させる事業者について、労働者派遣か請負の区分は、当該事業者が業務遂行、労務管理及び事業運営において注文主からの独立性があるか、すなわち、①当該事業者が自ら業務の遂行に関する指示等を行っているか、②当該事業者が自ら労働時間等に関する指示その他の管理を行っているか、③当該事業者が、服務規律に関する指示等や労働者の配置の決定等を行っているか、④当該事業者が請負により請け負った業務を自らの業務として当該契約の注文主から独立して処理しているかにより区分するのが相当である」（職安法施行規則4条1項、労働省告示第37号参照）

2 判断基準①について

X社の現場責任者としてG及びKが配置され、同人員らがD工場製造課との窓口となっていたことを主に認定した上で、「被告は機械の保守等を除いてX社の個々の従業員に業務遂行上の指示をしておらず、X社は、被告から独立して業務遂行を行っていたものといえることができる。」とした。

3 判断基準②について

X社の従業員の勤怠管理、時間外労働の指示、勤務評価について、X社社長が行っていたことを認定し、

「X社が自ら労働時間等に関する指示その他の管理を行っていたものということができる。」とした。

4 判断基準③について

X社の従業員による事故発生時の対応やシフト変更や欠員補充の態様から、「X社は、その従業員に対し、服務規律に関する指示をなし、その配置を決めていたものということができる。」とした。

5 判断基準④について

本件業務請負契約1・2の請負代金の算定方法や、X社での工程内教育・指導の状況などの事情から、「X社は…請負契約により請け負った業務を自らの業務として被告から独立して処理していたものということができる。」とした。

6 被告が平成29年3月にX社と労働者派遣契約を締結した経緯

X社における「三六協定が…同年1月に失効したことにより…被告に対し、本件業務請負契約1・2を解消したい旨を申し出、同年3月を乗り切る窮余の策として、X社社長は労働者派遣契約に切り替えれば三六協定がなくても増産に対応できると誤解して、同月に限り労働者派遣契約に切り替えることを提案し、被告もこれを了解したものということができるのであり、被告が、X社との間の従前の業務請負の実態を糊塗するために労働者派遣契約を締結したものとはいえない。」

7 結論

「以上の事情を総合考慮すると、巾木工程及び化成品工程は、遅くとも平成29年3月頃には偽装請負等の状態にあったとまではいうことはできないというべきである。」とし、争点1について否定し、争点2については判断することなく、原告らの請求を棄却した。

第4 検討

本件は、実態は労働者派遣であるが、業務処理請負を偽装して行われている、いわゆる偽装請負において、注文者による労働者との雇用契約関係が問題となっている。

旧派遣法においては労働契約の申込み義務の定めや雇入れ努力義務の定めがあったが、これらの規定は私法上の効力のない公法上の義務に過ぎず、これを前提として、偽装請負における注文者と労働者の関係については、黙示の労働契約の成否の問題として検討されてきた。パナソニックプラズマディスプレイ[パスコ]事件（最二小判平21.12.18民集63巻10号2754頁）において、労働者派遣法に違反する労働者派遣が行われた場合においても、特段の事情のない限り、黙示の労働契約の成立を否定する判断をして以来、下級審においても、派遣先への黙示の労働契約の成立を否定する判断がされていた。

こうしたなか、派遣労働者保護を強化するため、派遣法の平成24年改正によって、派遣法違反の派遣先による労働契約申込みみなし制度（派遣法40条の6）が創設され、平成27年10月1日から施行されている。

本判決は、同条第1項5号に基づく労働契約申込みみなしがあったと主張されたため、原告ら、被告、X社間に偽装請負の状態にあるかが争点となった。職安法施行規則4条1項及び労働省告示第37号を参照し、労働者派遣か請負かの区分を判断するための4つの要素を提示した上で、各種事情を総合考慮した。結論としては偽装請負の状態になかったと判断し、労働契約申込みみなし制度の適用を否定した。そのため、派遣法40条の6の解釈についてはほとんど踏み込んでいないものの、偽装請負か否かの判断要素を明示したこと、そして、派遣法40条の6について争われた初の裁判例として注目される。

刑弁でGO!

第93回

トピック

裁判員裁判 反省会を有効活用する

刑事弁護委員会委員 赤木 竜太郎 (67 期)

1 反省会とは

読者の皆様は、裁判員裁判の反省会に出席された経験はあるだろうか。

東京地裁では、裁判員裁判が実施された後、裁判官、検察官、弁護人が出席する反省会が行われている。法律上の規定に基づくものではなく、勿論出席は任意である。

裁判員選任期日など、公判が開始される直前に開催日程を決めることが多い。開催のタイミングは、関係者のスケジュールにもよるが、判決後約3週間以内に開かれることが多いようである。所要時間は1時間から1時間半ほどである。

2 反省会の意味合い

反省会は、裁判員裁判の振り返りの場である。裁判官が主導して、公判前整理手続や、冒頭陳述から始まり弁論で終わる公判審理の各段階に関し、その場でコメントをする。

審理を振り返るためのツールとして、反省会の他に、裁判所が裁判員を対象に行うアンケートがある。回収されたアンケートは弁護士会を介して、審理の約2週間以内に弁護人に送付されてくる。ただし、このアンケートには自由記載欄が少なく、評価の指標も「わかりやすかった」か「わかりにくかった」か、といった形式的なものが多い。むしろこのアンケートの重点は、裁判員の裁判官に対する評価を確認することに置かれている。さらに言えば、裁判員が裁判官による

評議の進行等に対して、不満や消化不良感を抱かなかったことを証するための資料として用いられているように思える。勿論、裁判員から「わかりにくかった」といったネガティブな指摘がなされた場合は、弁護人は率直に受け止め、改善を図るべきである。しかし、要するにアンケート形式では、訴訟活動に対する裁判体の率直な反応を推し量り、それを今後の弁護活動に反映していくことには限界がある。

他方で、反省会では記録は残されず、口頭での意見交換がなされるため、かなり率直な感想を裁判官から聞くことができる。「わかりやすかった」「わかりにくかった」という表面的な指標だけでなく、主張のどの点に説得力があったのか、どの証人の証言が頭に入りやすかったのか、反対尋問の狙いは正しく伝わっていたのか、弁論の時間は適切だったか、配布資料の情報は適切だったかなど、具体的な点についてフィードバックを受けることが場合によっては可能である。反省会を有効活用すれば、判決にあらわれた結果からだけでなく、生身の裁判官の反応からも、自身の弁護活動の改善ポイントを模索することができる。特に裁判員裁判の経験を沢山積みたいと考えている若手会員には、反省会を単なるルーティーンとしてとらえるのではなく、スキルアップのために積極的に活用することをお勧めしたい。

3 反省会を有効活用するポイント

反省会で充実した意見交換をするにあたり、筆者が普段工夫している点を列挙したい。

(1) 反省会の進行を弁護人がコントロールする

弁護人が、積極的にフィードバックを受けたい、という姿勢を出さなければ、裁判所が各訴訟活動について無難で表面的なコメントをしていくだけで終わってしまう。裁判官は多忙であり、裁判所にとってその反省会は、数ある裁判員裁判事件のうちの一件に過ぎない。弁護人がその場の進行をコントロールし、積極的に裁判官の意見や感想を引き出していくことが有用である。

そのためにはその場での思い付きに頼るのではなく、反省会開始前に、特に重点的に感想を聞きたい点についてリストアップして、裁判所にFAX送付しておくことが有用である。例えば、「本件審理は共犯者と併合されたまま行われ、被告人と共犯者の冒頭陳述が連続して行われました。内容が相当部分重複していたことについて、どのような印象を持たれたか、可能な限りでご教示ください」といった質問事項を、予め送付しておく。反省会は、自然と、弁護人が事前送付したリストに沿って、その疑問を解消するという形式で行われることになる。裁判官にとって準備もしやすく、有効である。

(2) 具体的な質問をぶつける

質問はあくまで具体的にすべきである。勿論、「最終弁論はどうでしたか?」といった質問の全てが適切ではないとまでは言えない。しかし質問された裁判官も、声量や口調といった情報の伝達に関する感想を述べればよいのか、証拠の議論におけるロジックの適切さ、十分さについてコメントすればいいのか、ケースセオリー自体をどう捉えたかコメントすればいいのか、分からない。「いや、初めてにしてはよかったですよ」等の表面的な回答がなされても、何の参考にもならない。「自分ではかなり早口だったと感じています。早口で聞き取れない、というような印象を持たれましたか?」といった具体的な問いをすれば、具体的な回答を引き出せる。

(3) 裁判官の訴訟指揮等で疑問に思った点を指摘する

反省会は裁判官から一方的に査定される場では勿論ない。弁護人から見て疑問に思った訴訟指揮や補充尋問等について、裁判官に率直に問題意識をぶつけて議論を深めることは、適切な審理を実現していくために有益である。

(4) 評議の秘密にかかる領域に踏み込まない

当然のことながら、裁判官は反省会の場といえども、評議の秘密を犯すような事柄を話すことはない。裁判員のうちだれが有罪の心証をもっていたか、当初の有罪心証の人数は何人だったのか等、評議の内容にかかる事柄を質問したとしても、裁判官が態度を硬化させるだけである。あくまで評議の秘密を害しない範囲で回答していただきたい、との姿勢を前面にだすのが望ましい。個々の裁判官が形成した心証についての質問も同様である。

なお、判決が確定していない場合、特に控訴して弁護人が引き続き控訴審の弁護を担当する場合などは、裁判官から積極的な感想を引き出すことは困難である。この点はやむを得ないであろう。

(5) あくまで感想と割り切る

裁判官の言うことが常に正しいわけではない。ここまで書いてきたことと矛盾するようにも思えるかもしれないが、裁判官からの回答を文字通り受け止めるか否かも、慎重に考えるべきである。当事者と事実認定者とは視点は全く異なる。例えば事実認定者にとって好ましい尋問が、当事者にとって有効な尋問とは全く限らない。個々の裁判官の信条、経験、個性によっても受け止め方は変わる。自身が納得できた指摘は真摯に受け止めて改善すべきだが、あくまで一裁判官の感想に過ぎない、と割り切る姿勢も持ち続けることが必要である。

皆さんも是非工夫を凝らし、反省会を有効に活用していただきたい。

東と弁往來

第71回 法テラス宮崎法律事務所



宮崎県弁護士会会員
佐々木 美智 (70 期)

2017年12月弁護士登録、東京弁護士会入会。北千住パブリック法律事務所
で養成を受ける。2019年1月宮崎県
弁護士会に登録換え、現在に至る。

法テラス宮崎法律事務所
(宮崎県宮崎市)

1. はじめに

私は、2018年1月から、弁護士法人北千住パブリック法律事務所
で養成を受けました。

養成中は、刑事事件はもちろん、債務整理や後見事件、一般民事事件等、様々な事件を受任しました。

先輩方に、丁寧にご指導いただきながら、同期と切磋琢磨して充実した1年間を過ごさせていただきました。

北千住パブリック法律事務所での教えを胸に、2019年1月、東北生まれ、千葉育ちの私が、今まで足を踏み入れたことのない九州の地に赴任することになりました。

それまで、九州には上陸したこともなく、宮崎、という地がどのようなところなのかイメージも湧かず、赴任の前は不安でいっぱいでした。

ですが、赴任にあたり、北千住パブリック法律事務所内のひまわり基金法律事務所に赴任したことのある先輩方にお話を聞くことができました。

さらに、宮崎の地には、北千住パブリック法律事務所出身の弁護士の方々も複数名いらっしゃり、お話しさせていただくこともできました。

いざ、宮崎に赴任をする、という時には、とてもわくわくした気持ちで赴任することができました。

2. 宮崎について

宮崎県と言えば、皆さま何を思い浮かべるでしょうか。

宮崎県は、とても温暖な気候で、プロ野球チームが毎年キャンプに訪れています。

食べ物もどれもおいしく、マンゴー、日向夏、宮崎牛、チキン南蛮等、名物もたくさんあります。

サーフィンやゴルフなど、自然の中で行われるスポーツも活発なのが特徴です。

日々、おいしいものを食べ、楽しく過ごしています。

宮崎県内には現在136名の弁護士がおり(2020年4月1日現在)、弁護士同士の横や縦の繋がりも強いように思います。

3. 法テラス宮崎法律事務所について

法テラス宮崎法律事務所は、常勤弁護士が二人います。都市型の事務所であり、受任に制限はあるものの、様々な事件を受任しています。

法テラス宮崎法律事務所では、私の前任の弁護士が開設した、「支援者相談ダイヤル」というホットラインがあります。

「支援者相談ダイヤル」では、社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉や行政のご担当者が、被支援者の抱えている問題について悩まれた際にお電話を一本いただければスタッフ弁護士がまずは事案に応じて簡単なアドバイスをする、というものです。さらに、被支援者が法律相談の必要があるけれども高齢や障がい
を理由に法律事務所まで来ることができない場合は、出張相談に伺っています。

ご相談としては、後見等申立ての事件が最も多く、債務整理のご相談等も多くお寄せいただいております。

私が赴任して最初に受けたご相談は、被支援者のもとに、身に覚えのないかなり昔の請求書が届いている



というご相談でした。

時効のご説明をした時に、「払わなくていいとね（払わなくていいんだね）」と、同行されていた支援者の方と一緒に被支援者の方が喜んでいらしゃったのを覚えています。

支援者相談ダイヤルを受けているうちに、私は、法律相談に自ら来て相談を受けることができない方、法律問題を自分が抱えていることに気づかない方がこれほどまでにたくさんいるということを、東京で養成を受けていたとき以上に実感できるようになりました。

それと同時に、法律問題以外の部分、例えば介護支援や、就職支援等、支援してくださる方の温かさ、幅広さにも多く触れることができました。

やはり、本人が困っている状態であるということに最初に気づけるのは、本人を除けば、普段から見てらっしゃる福祉などの支援者の方です。

そういった方と連携することによって、本人が解決できと思っていた問題を解決することができましたし、私自身も、福祉的支援が必要ではないかと考える人を福祉につなぐということができるようになったように思います。

4. 刑事弁護と福祉の連携

宮崎県弁護士会には、刑事弁護に熱心な弁護士の方々がたくさんいらっしゃいます。

隔月で有志の刑事弁護の事例検討等の勉強会もしています。

北千住パブリック法律事務所出身の弁護士の方々も主催・参加しています。

その勉強会をきっかけに福祉職の方に声をかけていただき、弁護士、福祉関係者がお互い学べる場を作ろうという話が持ち上がりました。現在、「宮崎TSネットワーク」という団体の立ち上げを考えています。

宮崎県の県北地域では、以前法テラス延岡法律事務所にいたスタッフ弁護士が立ち上げに関わった、SOWEL延岡という団体があり、福祉や司法の勉強会を開いたり、実際の刑事事件で福祉的支援を福祉関係者に頼んだりする等、活発な連携活動が行われていました。

一方、県央では個々の弁護士が知り合いの社会福祉

士の方に頼むということはありませんでしたが、団体としてそのような活動をしているところはありませんでした。

実際、私自身担当した事件で、生きづらさを抱えた方の弁護をする機会がありました。

その時は、関わって下さっている地域包括支援センターの方に、これまでの関わりの経過についてと今後の支援についてのお話を伺い、ようやく本人の中々仕事に就けない辛さ、お金を管理していくことの難しさ等がわかりました。私一人では、そこまで掘り下げることができなかったことから、福祉のことについての勉強ももっとしていかなければならないことを痛感しました。

一方、福祉関係者の方からは、刑事事件の手続きがよく分からない、弁護士がどのようなことを考えて動いているかよくわからない、という声も聞きました。

今後は、弁護士は福祉関係者の方の仕事を、福祉関係者の方は司法の仕事を理解した上で、連携を取り、生きづらさを抱えている方の手助けになればと思っています。

現在、宮崎でもコロナ禍の影響が出ています。

私もですが、福祉関係者の方も新型コロナに対し高リスクを抱えている方と接する機会が多くあります。

実際、デイサービスに行けずつまらない、レクリエーションもなくなり活気がなくなる等の声も多く聞きます。

ご家族の面会も制限され、長期間会えないという方のお話もよく聞きます。

今後は、刑事弁護の場面以外でも、福祉関係者の方との協力のもと、コロナ禍でも人との交流が豊かに保たれる方法、権利がしっかりと守られる方法を模索していきたいと考えています。

5. 結びに

宮崎に来てからも、北千住パブリック法律事務所の先輩方、出身の弁護士の方々に相談させていただきなど、たくさん助けていただきました。

東京で頑張っている同期の話聞くたびに、私も宮崎でもっと頑張らねばと心が奮い立ちます。

東京で1年間お世話になり、学んだことを胸に、これからも大好きになった宮崎の地で頑張っていきたいと思います。



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

67期(2013/平成25年)

天と地と人と

私は、実務修習地として山形に配属され、1年弱の間、山形で修習生活を送りました。自分の人生を振り返ってみても、これほど多くのことを学べた機会には他になかったように思います。

山形に所縁のある戦国武将、直江兼続が主役となった「天地人」という大河ドラマがあります。それになぞらえるように、山形の風土、食、人の温かさのすべてが素晴らしいと感じられました。

67期の山形修習の合計人数は11人で、私は3人1組で修習を行っていました。修習開始時は少し心細く思ったものの、少人数ならではの充実した修習を送ることができ、その不安はすぐに払拭されました。

私は福島出身で、山形も同じ東北ということでここ似たような雰囲気懐かしさを感じつつも、雄大な山々、美しい日本海など、まったく違った景色も見られ、温かさ新鮮さの中でのびのびと修習ができました。

弁護修習、検察修習、そして裁判所における修習。それぞれに深い思い出があります。

弁護修習においては、指導担当弁護士が弁護士でありながらお寺の住職という方で、弁護士業務はもちろんのこと、人間性・精神性にも大きな影響を受けました。修習の中でも、自治体の施設における高齢者向け法律セミナーで、私の教えを交えながら身近な法律問題について話をするという機会に立ち会えたことはとても印象的でした。依頼者に寄り添う姿勢から証人尋問の時の立ち姿など、実力はまだまだ及ばないまでも、常に模範とし、模倣を続けています。

検察修習では、当時の次席検事が元教官というこ

会員 菊地 将太 (67期)



ともあり、公私を問わず熱心に接していただきました。直接の指導担当検事は、コワモテではありませんでしたが、突然修習生室にやってきて、違法薬物や反社会的勢力の構造について講義を始めてくれるような熱い思いを持った検察官で、指導担当検事の講義がきっかけで、民事介入暴力対策に興味を持ちました。また、検察庁の懇親会で「山形の地酒利き酒セット」を注文した際、私は目隠しをして匂いだけで銘柄を当てることができました。その際に同席していた検事正から「君の臭気鑑定には絶大な信頼性がある」と褒めていただいたことは、一生の自慢です。

裁判所では、プロ並みのプラモデル製作技術を持つ所長、カラオケの大好きな右陪席、「機動戦士ガンダム」に造詣の深い部長などユニークかつ熱心な裁判官に囲まれ、大変楽しく修習を送ることができました。

和光での集合修習では、大学の先輩でもある鈴木道夫会員が民事弁護教官であり、民事弁護のノウハウはもちろんのこと、弁護士のソウルを徹底的に叩き込んでいただきました。教官の熱心な指導と温かい言葉は、日々の業務においてくじけそうになったときの支えになっています。

私は、天と地と人とすべてに恵まれながら、修習生活を送ることができたと感じています。2020年は、新型コロナウイルスが猛威を振るい、緊急事態宣言が出されるなど、社会は混乱を極めました。しかしながら、このような情勢であっても、修習時代に得たものを胸に、戦乱の世を駆け抜けた直江兼続のように、感謝と誇りを持って、何事にもトライしていきたいと思っています。

使命を果たせ！ 新人弁護士！！

会員 板原 愛



1 はじめに

2020年は初旬から、新型コロナウイルス感染症の影響で、非常に多くのイベントが中止され、人と人とが繋がる機会が失われた。そのことによって、私たち新人弁護士は、委員会や研修にリアル出席したり、各種の懇親会等のイベントに参加したりすることが困難となり、所属法律事務所・企業等を越えた出会いの機会が極めて制限されることとなった。

私は、事務所の代表弁護士や先輩弁護士の指導を仰ぐとともに、可能な限り委員会や任意団体の活動に参加することを心掛けているが、例年であれば、もっと多くの出会いや親睦の機会を得て、多様な性格、考え方、働き方をしている先輩方や同期の指導や助言を得たり、情報交換をしたりすることができるのだろうと、残念に思っている。

そこで、この1年間、語り合うことを制限された分、先輩方、同期たち、そして本稿が世に出るころに業務を開始しているであろう後輩たちに今私が感じていることを紙面の許す限りで報告したいと思う。

2 失敗の連続

私が所属する法律事務所は、多様な類型、規模の事件を取り扱っており、依頼者も企業から個人まで様々である。また、私は、若輩にもかかわらず、幸運に恵まれ、企業、学校、市民団体等での講演やセミナーの講師を務める機会をいただいたほか、日本弁護士連合会人権擁護委員会の特別委嘱委員として、障がいを経験する理由とする差別禁止法制に関する特別部会で活動する機会もいただいた。

かかる多くの貴重な機会を得たにもかかわらず、どの仕事をとってみても、必要な水準に達することができず、

周囲の諸先輩方の力に頼ること、依頼者の期待に沿えないことばかりで、私の知識も能力も、任せられた役割を全うするには到底足りないものであると痛感している。

3 与えられた使命

このように、自分を不甲斐なく思う日々の中で、時折、私の「使命」が逃げそうになる私を慰め、鼓舞し、前を向かせてくれる。

先天性の視覚障害に起因して、書字情報を処理することが極めて困難なため、点字やPCの音声読み上げソフトを使用している私にとって、弁護士という職業への道のりは、健常の人に比して多少長く険しいものであったかもしれない。

しかし、私が受験した段階では、司法試験は、先達の長きにわたる運動と、実績の積み重ねにより、点字での実施をはじめとした多くの合理的配慮が提供され得る試験になっていたし、同じ視覚障害のある弁護士の先輩方をはじめ何人もの弁護士が、私の夢を喜び、応援し、時にやさしく、時に厳しく指導してくださった。

かかる恵まれた環境と手厚い支援は、決して私自身が職業的に自立するためだけに提供されたものではなく、私が社会に貢献し、社会的弱者の生活と地位の向上のため、力を尽くすことに期待して手渡されたバトンのようなものであるに違いない。

そして、今、弁護士となった私には、弁護士法1条と、渡されたバトンという二つの存在が、使命を与えている。すなわち、障害の有無、人種、性別等にかかわらず、この世に生まれた全ての人が人間として尊重され、平等に活躍することができ、不当に権利を奪われることのない社会をつくることに貢献することが、私の実現すべき正義であり、使命である。

『ラヂオの時間』

1997 年／日本／三谷幸喜監督作品

街弁って ストーリー過多じゃないでしょうか

会員 武藤 行輝 (67 期)

「ラヂオの時間」
スタンダード・エディション]
DVD 発売中
¥2,800 + 税
発売元：フジテレビ 東宝
販売元：東宝
©1997 フジテレビ 東宝



LIBRA 編集会議の坂仁根委員からの依頼を勢いで引き受けてしまったものの、着手しないまま締切日を迎えた。そういえば彼との会話の中で、カッコつけて自分が映画に詳しい風な話し方をしてしまったことがあった。依頼の電話を受けたときは、カッコつけるのは良くないなど改めて思った。

実際には平均して月に1本観るかどうか程度の私に映画評など書けるわけがない。しかし何か書かなくてはならない。

映画…思えばここ1年くらいめっきり映画を観ていなかった。映画だけではなくドラマにも小説にも、さっぱり手が伸びなくなっていた。理由はなんとなくわかっていて。弁護士になって6年目、自分はすっかり、「ストーリー」に疲れてしまっていた。

街弁はひたすら人のストーリーに向き合う仕事ではないだろうか。私の場合、依頼人側のストーリーに一生懸命想像力を掻き立てて追体験しようとしなければ、書面が進まない。そしてそれは、9割以上が悲しい・苦しい・辛い物語だ。感情移入するとに限らないが、少なくとも映画やドラマを観るのと同じ体力を使う。皆さんは、そんなことないですか？

仕事だけではなく、自分自身もそうだった。今はもう落ち着いているが、昨年の半ばごろまでの1年間は激動の日々であった。いろいろあって、2回も引越をした。依頼人のストーリーだけでなく、自分に起こっている出来事に精一杯で、フィクションの物語に浸る余裕は全くなかった。

でも何か1本選んで書かなくてはならない。そう決心して一番最初に思いついたのが、大学生のときに初めて観てから大好きな『ラヂオの時間』だ。私は『古畑

任三郎』にハマってから三谷幸喜作品が好きで、名前が同じ「こうき」なのもあって愛着もあり、フォローし続けている。映画だと他には大ヒットした『THE 有頂天ホテル』、ドラマなら『総理と呼ばないで』が大好きだが、ベスト・オブ・ベストは映画監督第1作目の本作品だ。

本原稿を書くために先日改めて観た。すっかりストーリー過多で映画を拒絶していた私だったが、もともと大好きな映画だから、安心して入りこむことができた。

やっぱり文句なしに面白い。話も演技もセリフもエンディングテーマも全部、最高だ。

そして、自分でも驚くほどたくさん泣いてしまった。何度も観た映画だが、泣いた記憶はあまりなかった。年齢を重ねると同じ言葉からの感じ方も変わるものなのだな。それに、自分が昔から愛着をもってきたものが、現在も自分の琴線に触れるというのは嬉しいことだということもわかった。

仕事も生活も、ストーリーにまみれている。そんなときは新しい映画を観るのではなく、「心に残る映画」を観返してみると良いのかもしれない。それは見知らぬ土地を旅行するのではなく、故郷に帰るような、あるいは思い出の場所を訪れるようなことなのだと思う。ストーリー過多で飽和しているときは、この手があったのか。

と、こんなことを自省するきっかけになりまして、一時は後悔しましたが今は依頼をしてくれた坂委員にとっても感謝しています。

なお、私は映画の予告編すらネタバレだと思ってしまふほどネタバレに厳しいため、本稿でも映画の内容に全く触れていないことはご容赦ください。



コートハウス・ファシリティ・ドッグ

会員 大井 暁 (44 期)

コートハウス・ファシリティ・ドッグをご存知だろうか。虐待や性被害にあった子どもが被害状況を証言したり、司法面接で話をする際の心理的負担を軽減させるために、その面接や法廷に付添う特別な訓練を受けた犬のことである。日本では「付添犬」と呼ぶことがある。

帝京科学大学の山本真理子講師によれば、米国では253頭（2020年10月現在）のコートハウス・ファシリティ・ドッグが実働している。性被害を受けた児童を対象に司法面接でのストレスを評価した最新研究では、コートハウス・ファシリティ・ドッグの存在が明らかに児童のストレス軽減に寄与していることが示されているという*1。

米国でコートハウス・ファシリティ・ドッグの普及啓発や法制度の整備に取り組んでいる Courthouse Dogs® Foundation (CDF) の手引書には、司法面接 (Forensic interview) 等におけるストレス軽減の実例が紹介されている*2。

「15歳の女の子は、2時間の面接の間ずっとモリーを撫でていました。なぜかモリーは面接が終わったと思い、ソファから降りて外に出してもらおうと私の方に来ました。・・・面接が再開しましたが、女の子は話すのを止めて皮膚を傷つけるのではないかと思うほど腕を掻きむしり始めました。彼女は不安になると掻きむしってしまうと説明してくれました。・・・私はモリーにソファに戻り彼女の横にもう一度寝るよう伝えました。すると女の子は掻きむしるのを止め、モリーを再び撫で、面接を終えることが出来ました」(Gina Coslett, Child Interview Specialist, Dawson Place CAC, Everett, WA)。

日本では、2014年から現NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐの付添犬認証委員会（前コートハウズドッグ準備委員会）が、児童精神科医、弁護士、獣医師、研究者を中心として、米国のCDFと連携し、日本の現状に即した付添犬制度の確立を目指し、活動している*3。つなぐの代表理事の一人である神奈川県弁護士会所属の飛田桂弁護士は、「傷ついた子ども達にとって大人を信用することは困難を極める。そっと寄り添って側にいてくれる付添犬の存在は代えがたい」と述べている。

最近の報道では、虐待を受けた子どもの刑事裁判をめぐる関東地方の地方裁判所が被害を証言する子どもの精神的負担を減らすため公判への付添犬の同伴を許可したと報じられた*4。日本では司法面接の手法を導入する取組みが始まったところであるが、今後、裁判所や捜査機関で付添犬が必要とされるのではないかな。

付添犬の供給については、公益社団法人日本動物病院協会に加えて、社会福祉法人日本介助犬協会が育成を含めた連携を始めた*5。日本介助犬協会理事である高柳友子医師は、身体障害者補助犬法の制定に尽力した人物で、2014年の東京弁護士会人権賞の受賞者でもある*6。

司法に携わる会員の皆様にも広く関心をもって頂ければ、幸いである。



写真提供：社会福祉法人 日本介助犬協会

*1：Krause-Parello CA., Thames M., Ray CM., Kolassa J. (2018) Examining the Effects of a Service-Trained Facility Dog on Stress in Children Undergoing Forensic Interview for Allegations of Child Sexual Abuse. Journal of Child Sexual Abuse, 27(3); 305-320.
*2：Courthouse Dogs Foundation. (2015) Facility Dogs at Children's Advocacy Centers and in Legal Proceedings: Best Practices. <http://courthousedogs.wpengine.com/wp-content/uploads/2017/02/Facility-Dogs-at-CACs-Best-Practices-Final-2-18-15.pdf>.
*3：NPO法人神奈川子ども支援センターつなぐHP (<https://tsunagg.com/>)。
*4：共同通信2020年10月6日配信記事「子ども被害証言に付き添い犬同伴 虐待事件公判で異例許可」。
*5：社会福祉法人日本介助犬協会HP (<https://www.s-dog.jp/>)。
*6：「インタビュー第29回東京弁護士会人権賞高柳友子さん」LIBRA2015年4月号22頁。

当会会員逮捕に関する会長談話

本日、当会河原格会員が、弁護士法違反（非弁護士との提携）の容疑で逮捕されたとの報道がありました。逮捕容疑が事実であるとするれば、弁護士に対する信頼を著しく損なうものであり、重大な事態であると極めて厳粛に受け止めており

ます。当会としては本件について事実確認のうえ適正に対処する所存です。

2020(令和2)年11月13日
東京弁護士会会長 富田 秀実

少年法適用年齢に関する法制審議会答申に反対する会長声明

法制審議会に「少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関連）部会（以下、「部会」という）」が設けられ、2017年3月以降、約3年半にわたり、部会において、「少年」の年齢を18歳未満とすること並びに非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事の実体法及び手続法の整備の在り方について議論が重ねられてきた（諮問103号）。そして、2020年9月の部会において、「とりまとめ」（答申案）が採択され、同年10月29日、法制審議会総会は、法務大臣宛の答申（以下「答申」という。）を採択した。

答申は、18歳または19歳の少年について犯罪の嫌疑がある場合は全ての事件を家庭裁判所に送致し、家庭裁判所が調査をしたうえで処分を決定するという枠組みが維持されており、この点は相当である。

しかしながら、(1)18歳および19歳の者が、少年法が適用される「少年」であるとの位置づけが明確にされていない点が問題である。また、(2)18歳および19歳の者に対する処分および刑事事件の特例に関し、①原則逆送の対象事件を、死刑または無期若しくは短期1年以上の範囲に拡大した点、②ぐ犯を適用対象としない点、③家庭裁判所における処分の決定は、犯罪の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内で行わなければならないとした点、④公判請求された場合に、推知報道の禁止（法61条）を解禁する点、⑤不定期刑（法52条）や資格制限排除の特例（法60条）が適用されないとした点は問題である。

上記(1)の点に関し、答申は18歳および19歳の者の位置づけについて、20歳以上とは異なり、「典型的に未だ十分に成熟しておらず、成長発達途上にある可塑性を有する存在」としているものの、少年法の適用年齢を引き下げるか否かについて明確にしていない。罪を犯した18歳、19歳の者の立ち直りのためには国家が後見的に介入することが求められるのであって、18歳、19歳の者にも少年法が適用されることを明記すべきである。

また、上記(2)については、以下の点が問題である。

①については、原則逆送の対象事件が短期1年以上の刑に拡大されることにより、例えば強盗罪のように犯行態様や犯罪結果といった犯情の幅が大きい事件も原則逆送となる。そして、検察官送致された事案は強制起訴が想定されているところ、20歳以上であれば起訴猶予となるような軽微な事案までもが起訴されてしまうのみならず、要保護性の高い事案が執行猶予となり、何らの教育的措置も与えられないまま本人が社会に戻ってくることになる。このような改正は、更生の機会を奪うだけでなく、再犯防止の観点からも逆効果となる可能性があり、不当である。未成熟で発達途上にある18歳、19歳に必要なのは教育であって、刑罰ではない。

②に関しては、ぐ犯の対象者は要保護性が高く、まさに保護処分が必要とされるにもかかわらず、改正によりぐ犯の対象から18歳、19歳を外すことは、本人の立ち直りの機会を失わせることにつながりかねない。民法上の成年であっても、要保護性に応じた処分をすることが必要であって、18歳、19歳をぐ犯の対象から外すべきではない。

③については、家庭裁判所の処分はあくまでも要保護性を十分に考慮した処分をするべきであって、「犯罪の軽重」によって処分の上限を画するべきではない。家庭裁判所がどのような考慮要素に基づいてどのような処分をするかはもっぱら家庭裁判所の判断に委ねられるべきである。このような改正は、家庭裁判所の適切な処遇選択を制約することにつながりかねず、妥当ではない。

④については、法が定める推知報道禁止の趣旨は、未成熟で発達途上にある少年及びその家族の名誉・プライバシーを保護するとともに、それによって非行をした少年の更生を図るというものである。更生した少年を社会で受け止め、その立ち直りを支え、再犯防止につなげることは極めて重要である。にもかかわらず、本人の実名等が広く報道されることにより、世間からバッシングを受けて生活が行き詰まったり、進学・就労への支障が生ずるなど、結果的に本人の立ち直りを阻害し、さらには、家族の生活を脅かすことが懸念される。

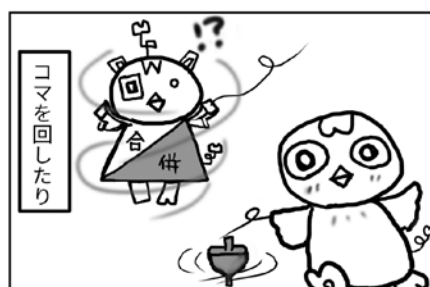
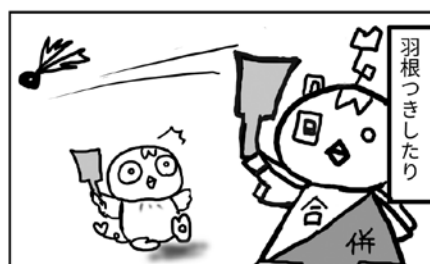
⑤のうち、不定期刑を適用除外とする点については、不定期刑が、少年が未成熟で可塑性に富み、教育による改善更生が期待されることから処遇に弾力をもたせるために教育的配慮により規定されたものであるところ、18歳、19歳の者についてもその趣旨は妥当するのであるから、適用除外とするべきではない。また、資格制限排除の特例を適用除外とする点については、例えば教員や士業など、前科を有することによる資格制限があるが、これらの資格制限を排除し、社会復帰後の選択肢を減らさないことが本人の立ち直りにつながるのであって、この特例を適用除外とすべきではない。

以上のとおり、18歳および19歳の者に対する処分および刑事事件の特例に関しては、これまで有効に機能していた現行少年法の枠組みを大きく変えるものであって、容認できない。

当会は、2019年3月20日に少年法における「少年の年齢を18歳未満に引き下げること」に反対する意見書を発出したところであるが、今般、法制審議会が採択した答申を受け、少年法適用年齢を18歳未満に引き下げることについて改めて強く反対する。

2020(令和2)年11月25日
東京弁護士会会長 富田 秀実

合併号と挑戦！



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou